

平成十一年法律第二百一十五号

民事再生法

目次

第一章 総則（第一条—第二十条）	第二章 再生手続の開始（第二十一条—第三十二条）
第一節 再生手続開始の申立て（第二十一条—第三十二条）	第二節 再生手続開始の決定（第三十三条—第五十三条）
第二節 監督委員（第五十四条—第六十一条）	第三章 再生手続の機関（第五十三条）
第三節 調査委員（第六十二条・第六十三条）	第四章 再生債権（第六十二条—第六十三条）
第四節 債権者集会及び債権者委員会（第一百四十四条—第一百八十八条の三）	第五章 再生債務者の権利（第八十四条规定）
第五節 共益債権、一般優先債権及び開始後債権（第一百九十九条—第一百二十三条规定）	第六章 再生債務者の財産の調査及び確保（第一百二十四条—第一百二十六条规定）
第六節 再生債務者の財産状況の調査（第一百二十七条—第一百四十一條）	第七章 再生計画（第一百四十二条—第五十三条）
第七節 再生計画の条項（第一百五十四条—第一百六十二条）	第八章 再生計画認可後の手続（第一百八十六条—第一百九十条）
第二節 再生計画案の提出（第一百六十三条—第一百六十八条）	第九章 再生手続の廃止（第一百九十二条—第一百九十五条）
第三節 再生計画案の決議（第一百六十九条—第一百七十三条）	第十章 住宅資金貸付債権に関する特則（第一百九十六条—第二百六条）
第四節 再生計画の認可等（第一百七十四条—第一百八十五条）	第十一章 外国倒産処理手続がある場合の特則（第二百七十三条—第二百十一条）

第八章 再生計画認可後の手続（第一百八十六条—第一百九十条）

第十一章

第十二章

第十三章

第十四章

第十五章

第十六章

第十七章

第十八章

第十九章

第二十章

第二十一章

第二十二章

第二十三章

第二十四章

第二十五章

第二十六章

第二十七章

第二十八章

第二十九章

第三十章

第三十一章

第三十二章

第三十三章

第三十四章

第三十五章

第三十六章

第三十七章

第三十八章

第三十九章

第四十章

第四十一章

第四十二章

第四十三章

第四十四章

第四十五章

第四十六章

第四十七章

第四十八章

第四十九章

第五十章

第五十一章

第五十二章

三 再生計画 再生債権者の権利の全部又は一部を変更する条項その他の第一百五十四条に規定する条項を定めた計画をいう。
四 再生手続 次章以下に定めるところにより、再生計画を定める手続をいう。
五 外国人の地位 外国人又は外国法人は、再生手続に際し、日本人又は日本法人と同一の地位を有する。
六 再生事件の管轄 (再生事件の管轄)
第七条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 再生債務者 経済的に窮境にある債務者であつて、その者について、再生手続開始の申立てがされ、再生手続開始の決定がされ、又は再生計画が遂行されているものをいう。
二 再生債務者等 管財人が選任されていない場合にあつては再生債務者、管財人が選任されている場合にあつては管財人をいう。
三 夫婦 第一項及び第二項の規定にかかるわらず、再生債務者の数が五百人以上であるときは、これら会社」という。)についての再生手続開始の申立ては、当該再生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。
四 第一項及び第二項の規定にかかるわらず、再生債務者の数が五百人以上であるときは、これら会社」という。)についての再生手続開始の申立ては、当該再生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。
五 第一項及び第二項の規定にかかるわらず、再生債務者の数が五百人以上であるときは、これら会社」という。)についての再生手続開始の申立ては、当該再生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。
六 第一項及び第二項の規定にかかるわらず、再生債務者の数が五百人以上であるときは、これら会社」という。)についての再生手続開始の申立ては、当該再生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。
七 第一項及び第二項の規定にかかるわらず、再生債務者の数が五百人以上であるときは、これら会社」という。)についての再生手続開始の申立ては、当該再生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。
八 第一項及び第二項の規定にかかるわらず、再生債務者の数が五百人以上であるときは、これら会社」という。)についての再生手続開始の申立ては、当該再生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、再生手続開始の申立てをすることができる。
再生手続開始の申立てをすることができる。
第一項及び第二項の規定にかかるわらず、再生債権者の数が千人以上であるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、再生手続開始の申立てをすることができる。
前各項の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、再生事件は、先に再生手続開始の申立てがあつた地方裁判所が管轄する。
第六条 この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。 (再生事件の移送)

第七条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、再生事件を次に掲げる裁判所のいずれかに移送することができる。
一 再生債務者の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所の所在地を管轄する地方裁判所
二 再生債務者の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所
三 第五条第二項に規定する地方裁判所
四 次のイからハまでのいずれかに掲げる地方裁判所
イ 第五条第三項から第七項までに規定する地方裁判所
ロ 再生債務者の数が五百人以上であるときは、第五条第八項に規定する地方裁判所
ハ 再生債権者の数が千人以上であるときは、第五条第九項に規定する地方裁判所
五 第五条第三項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する地方裁判所に再生事件が係属しているときは、同条第一項又は第二項に規定する地方裁判所
(任意の口頭弁論等)
第八条 再生手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。
2 裁判所は、職権で、再生事件に関して必要な調査をすることができる。
(期日の呼出し)

第一項の規定によりされた申立て等が第三項の法律その他の法令の規定による事件に関する文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてすらものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。
第八条の三 再生手続における公示送達は、裁判所記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。(電子情報処理組織による申立て等)
第八条の四 再生手続における申立てその他の申立て(以下この条において「申立て等」という)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他法律の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいふ。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してもするものを含む。)については、当該法令の規定にかかるわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とロ 再生債務者の数が五百人以上であるときは、第五条第八項に規定する地方裁判所
ハ 再生債権者の数が千人以上であるときは、第五条第九項に規定する地方裁判所
五 第五条第三項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する地方裁判所に再生事件が係属しているときは、同条第一項又は第二項に規定する地方裁判所
(任意の口頭弁論等)
第八条の二 再生手続における期日の呼出しが、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の

呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対する法律上の制裁その他の期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。
第八条の三 再生手続における公示送達は、裁判所記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。(電子情報処理組織による申立て等)
第八条の四 再生手続における申立てその他の申立て(以下この条において「申立て等」という)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他法律の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいふ。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してもするものを含む。)については、当該法令の規定にかかるわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とロ 再生債務者の数が五百人以上であるときは、第五条第八項に規定する地方裁判所
ハ 再生債権者の数が千人以上であるときは、第五条第九項に規定する地方裁判所
五 第五条第三項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する地方裁判所に再生事件が係属しているときは、同条第一項又は第二項に規定する地方裁判所
(任意の口頭弁論等)
第八条の二 再生手続における期日の呼出しが、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の
に住所を有するものに限る。)の住所地(日本に営業所を設けた外国会社にあっては、当該各営業所の所在地)、その他の外国法人にあっては各事務所の所在地を管轄する登記所に嘱託しなければならない。
2 前項の再生債務者について第五十四条第一項、第六十四条第一項又は第七十九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による処分がされたものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。
第八条の五 再生手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判所の主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。
2 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。(不服申立て)
第九条 再生手続に関する裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に對し即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があつた場合には、その公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。
(公報等)
第十条 この法律の規定による公告は、官報に掲載してする。
2 公告は、掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。
3 この法律の規定により送達をしなければならない場合には、公告をもつて、これに代えることができる。ただし、この法律の規定により公告及び送達をしなければならない場合は、この限りでない。
4 この法律の規定により裁判の公告がされたときは、一切の関係人に対して当該裁判の告知があつたものとみなす。
5 前二項の規定は、この法律に特別の定めがある場合には、適用しない。
(法人の再生手続に関する登記の嘱託等)
第十一條 法人である再生債務者について再生手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、再生手続開始の登記を再生債務者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所に嘱託しなければならない。ただし、再生債務者が外国法人であるときは、外国会社にあっては日本における各代表者(日本

て、前項の規定により抹消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

8 第六項の規定は、第五項第一号の規定により再生計画の認可の登記をする場合における破産手続開始の登記について準用する。

(登記のある権利についての登記等の嘱託)

第十二条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分の登記を嘱託しなければならない。

一 再生債務者財産（再生債務者が有する一切の財産をいう。以下同じ。）に属する権利で登記がされたものに關し第三十条第一項（第

三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分があつたとき。

二 登記のある権利に關し第一百三十四条の四第一項（同条第七項において準用する場合を含む。又は第一百四十二条第一項若しくは第二項の規定による保全処分があつたとき。）の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあつた場合又は当該保全処分が効力を失った場合について準用する。

三 裁判所書記官は、再生手続開始の決定があつた場合において、再生債務者に属する権利で登記がされたものについて会社法第九百三十八条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登記があることを知つたときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

4 前項の規定による登記がされた場合において、再生手続開始の決定を取り消す決定が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、同項の規定による登記がされたものについて抹消された登記の回復を嘱託しなければならない。

5 第三項の規定は、再生計画認可の決定が確定した場合において、裁判所書記官が再生債務者に属する権利で登記がされたものについて破産手続開始の登記があることを知つたときについて準用する。

(否認の登記)
第十三条 登記の原因である行為が否認されたときは、監督委員又は管財人は、否認の登記を申請しなければならない。登記が否認されたときも、同様とする。
2 登記官は、前項の否認の登記に係る権利に関する登記をするときは、職権で、次に掲げる登記を抹消しなければならない。

第十四条 前三条の規定による登記については、登録免許税を課さない。

(登録への準用)

第十五条 前三条の規定は、登録のある権利について準用する。

(事件に関する文書の閲覧等)

第十六条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律（この法律において準用する他の法律

一 当該否認の登記
二 否認された行為を登記原因とする登記又は否認された登記

三 前号の登記に後れる登記があるときは、当該登記

4 前項に規定する場合において、否認された行為の後否認の登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利の再生債務者への移転の登記をしなければならない。

5 前項に規定する場合において、裁判所書記官から当該否認の登記の抹消の嘱託を受けたときは、登記官は、職権で、第二項第二号及び第三号に掲げる登記を抹消しなければならない。

6 裁判所書記官は、第一項の否認の登記がされ、登記がされるまでの間に、同項第二号に掲げる登記に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記がされていいるときは、登記官は、職権

7 前項に規定する場合において、再生債務者への移転の登記をしなければならない。

8 前項の規定による登記がされた場合において、再生手続開始の決定を取り消す決定が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、同項の規定による登記がされたものについて抹消された登記の回復を嘱託しなければならない。

9 第三項の規定は、再生計画認可の決定が確定した場合において、裁判所書記官が再生債務者に属する権利で登記がされたものについて破産手続開始の登記があることを知つたときについて準用する。

(非課税)

第十四条 前三条の規定による登記については、登録免許税を課さない。

(登録への準用)

第十五条 前三条の規定は、登録のある権利について準用する。

(事件に関する文書の閲覧等)

第十六条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律（この法律において準用する他の法律

を含む。）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下の贈写、その正本、贈本若しくは抄本の交付又は事件に關する事項の証明書の交付を請求することができる。）の閲覧を請求することができる。

第十七条 次に掲げる場合には、利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

1 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

3 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

4 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

5 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

6 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

7 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

8 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

9 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

10 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

11 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

12 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

13 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

14 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

15 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

16 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

17 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

18 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

19 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

20 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

21 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

員又は個人再生委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者及び再生債務者等に限ることができる。

22 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項ただし書の許可を得るために裁判所に提出された文書等

23 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

24 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

25 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

26 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

27 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

28 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

29 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

30 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

31 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

32 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

33 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

34 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

35 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

36 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

37 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

38 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

39 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

40 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

41 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

42 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

43 第四十二条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項、第五十六条第五項又は第八十一条第一項

2	前項の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十七条第七項の規定の適用については、同項中「当該命令が効力を失った日」とあるのは、「第二十九条第一項の規定による解除の決定があつた日」とする。
3	第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
4	前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
5	(仮差押え、仮処分その他の保全処分) 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告についての裁判がある場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
6	即時抗告についての裁判がある場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

2	第三十条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあり、又は取り消すことができる。
3	第一項の規定による保全処分及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
4	前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
5	第三十一条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあり、又は取り消すことができる。
6	第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判がある場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

2	第二十二条 再生手続開始の申立てをしてした者は、再生手続開始の決定前に限り、当該申立てを取り消すことができる。この場合において、第二十六条第一項の規定による中止の命令、包括的禁止命令、第三十条第一項の規定による保全処分、前条第一項の規定による中止の命令、第五十四条第一項若しくは第七十九条第一項の規定による処分、第一百三十四条の四第一項の規定による保全処分又は第一百九十七条第一項の規定による中止の命令がされた後は、裁判所の許可を得なければならない。
3	第三十三条 裁判所は、第二十一条に規定する要件を満たす再生手続開始の申立てがあつたときは、第二十五条の規定によりこれを棄却する場合を除き、再生手続開始の決定をする。
4	第三十四条 (再生手続開始の決定) 再生債務者及び知りれている再生債権者にかかるべき事項を通知しなければならない。
5	第三十五条 (再生手続開始と同時に定めるべき事項) 前項の場合において、知りれている再生債権者の数が千人以上であり、かつ、相当と認めるとそれがないものと認めるときは、利害関係

2	第三十六条 再生手続開始の申立てについての裁判に對しては、即時抗告をすることができる。
3	第三十七条 再生手続開始の決定をした裁判所は、前条第一項の即時抗告があつた場合においては、再生手続開始の申立てを棄却する決定に對して前項の即時抗告があつた場合について準用する。
4	第三十八条 再生債務者は、再生手続が開始された後も、その業務を遂行し、又はその財産(日本国内にあるかどうかを問わない。第六十六条及び第八十一条第一項において同じ。)を管理し、若しくは処分する権利を有する。
5	第三十九条 (他の手続の中止等) 再生手続開始の決定があつたときは、破産手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立て、再生債務者の財産に対する利を利用して、再生手続を追行する義務を負う。前二項の規定は、第六十四条第一項の規定による処分がされた場合には、適用しない。

債権に基づく強制執行等の手続及び再生債権に基づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は中止し、特別清算手続はその効力を失う。裁判所は、再生に支障を来さないと認めるときは、再生債務者等の申立てにより中止した再生債権に基づく強制執行等の手続又は再生債権に基づく外国租税滞納処分の続行を命ずることができ、再生のため必要があると認めるときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、中止した再生債権に基づく強制執行等の手続又は再生債権に基づく外国租税滞納処分の取消しを命ずることができ。再生債権の申立てにより中止した再生債権に基づく強制執行等の手続又は再生債権に基づく外国租税滞納処分の続行を命ずることができ、再生のため必要があると認めるときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、中止した再生債権に基づく強制執行等の手続又は再生債権に基づく外国租税滞納処分の取消しを命ずることができ。

3 再生手続開始の決定があつたときは、次に掲げる請求権は、共益債権とする。
 一 第一項の規定により中止した破産手続における財団債権（破産法第百四十八条第一項第三号に掲げる請求権を除き、破産手続が開始されなかつた場合における同法第五十五条第二項及び第一百四十八条第四項に規定する請求権を含む）。
 二 第一項の規定により効力を失つた手続のために再生債務者に対して生じた債権及びその手続に関する再生債務者に対する費用請求権
 三 前項の規定により続行された手続に関する再生債務者に対する費用請求権

4 再生手続開始の決定があつたときは、再生手続が終了するまでの間（再生計画認可の決定が確定したときは、第八十一条第二項に規定する再生計画で定められた弁済期間が満了する時（その期間の満了前に再生計画に基づく弁済が完了した場合は再生計画が取り消された場合にあっては弁済が完了した時又は再生計画が取り消された時）までの間）は、罰金、料金及び追徴の時效は、進行しない。ただし、当該罰金、料金又は追徴に係る請求権が共益債権である場合は、この限りでない。（訴訟手続の中止等）

第五十条 再生手続開始の決定があつたときは、再生債務者の財産関係の訴訟手続のうち再生債権に関するものは、中断する。
 2 前項に規定する訴訟手続について、第一百七条第一項、第一百九条第二項（第一百三十三条第二項後段において準用する場合を含む。）又は第二百十三条第五項（第二百十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による受継があるまでに再生手続が終了したときは、再生債権者又は破産管財人は、当該訴訟手続を當然受継する。（再生債務者等の行為の制限）

第四十一条 裁判所は、再生手続開始後において、必要があると認めるときは、再生債務者等の申立てにより中止した再生手続の決定に対する異議の訴訟が再生手続開始時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。（債権者代位訴訟等の取扱い）

第三条 前二項の規定は、再生債務者の財産関係の事件のうち再生債権に関するものであつて、再生手続開始当時行政庁に係属するものについて準用する。

第四十条の二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条第一項、第四百二十三条の七若しくは第四百二十四条第一項の規定により再生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する訴訟手続のうち、民法第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七の規定により再生債権者の提起した訴訟に係るものを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

二 再生手続開始の決定があつた後、再生手続を中止する場合は、第六十八条第四項において準用する同条第二項の規定により中止している場合を除き、当該訴訟手続は、中止する。（業務等の譲渡）

第四十二条 再生手続開始後において、再生債務者が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。この場合において、裁判所は、当該再生債務者の事業の再生のため必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

一 再生債務者の営業又は事業の全部又は重要な一部の譲渡
 二 再生債務者の子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）において当該譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）
 3 前項の場合には、再生債務者において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

4 第二項に規定する訴訟手続が第六十八条第四項において準用する同条第二項の規定により中断した後に再生手続が終了した場合には、同条第四項において準用する同条第三項の規定にかかるわらず、再生債務者において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

5 第二項の規定により中止した訴訟手続について第二項又は第一百四十条第一項の規定による受継があるまでに再生手続が終了したときは、再生債権者又は破産管財人は、当該訴訟手続を當然受継する。

第四十三条 再生手続開始後において、株式会社である再生債務者がその財産をもつて債務を完済することができないときは、裁判所は、再生債務者等の申立てにより、当該再生債務者の会社法第四百六十七条第一項第一号から第二号の二までに掲げる行為（以下この項及び第八項において「事業等の譲渡」という。）について同条第一項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可を与えることができる。ただし、当該事業等の譲渡が事業の継続のために必要である場合に限る。

4 前項の規定は、前項において「代替許可」という。の決定があつた場合には、その裁判書を再生債務者等に、その決定の要旨を記載した書面を株主に、それぞれ送達しなければならない。

5 代替許可の決定は、前項の規定による再生債務者等に対する送達がされた時から、効力を生ずる。

6 第二項の規定による株主に対する送達は、株主名簿に記載され、若しくは記録された住所又は株主が再生債務者に通知した場所にあって、書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法により送達することができる。

7 前項の規定による送達をした場合には、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物（以下「郵便物等」という。）が通常到達すべきであった時に、送達があつたものとみなす。

6 代替許可の決定に対しては、株主は、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8 代替許可を得て再生債務者の事業等の譲渡をする場合には、会社法第四百六十九条及び第四百七十条の規定は、適用しない。

(開始後の権利取得)

再生手続開始後、再生債権につき再生債務者財産に関する再生債務者（管財人が選任されている場合にあっては、管財人又は再生債務者の行為によらないで権利を取得して債務者は、再生手続の関係においても、再生債権者は、再生手続においても、再生債権者は、再生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2 再生手続開始の日に取得した権利は、再生手続開始後に取得したものと推定する。

(開始後の登記及び登録)

不動産又は船舶に關し再生手続開始前に生じた登記原因に基づき再生手続開始後にされた登記又は不動産登記法（平成十六年法律（開始後の登記及び登録）

第一百二十三号）第一百五条第一号の規定による仮登記は、再生手続の関係においては、その効力を主張することができない。ただし、登記権利者が再生手続開始の事実を知らないとした登記

又は仮登記については、この限りでない。

2 前項の規定は、権利の設定、移転若しくは変更に関する登記若しくは仮登記又は企業担保権の設定、移転若しくは変更に関する登記について準用する。（開始後の手形の引受け等）

第三十六条 為替手形の振出人又は裏書人である再生債務者について再生手続が開始された場合において、支払又は予備支払人がその事実を知らないで引受け又は支払をしたときは、その支払又は予備支払人は、これによつて生じた債権につき、再生債権者としてその権利を行うことができる。

2 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券について準用する。（善意又は悪意の推定）

第三十七条 前二条の規定の適用については、第三十五条第一項の規定による公告（以下「再生手続開始の公告」という。）前においてはその事実を知らなかつたものと推定し、再生手続開始との推定する。

(共有関係)

第四十八条 再生債務者が他人と共同して財産権を有する場合において、再生手続が開始されたときは、再生債務者等は、共有者の間で分割を

しない定めがあるときでも、分割の請求をすることができる。

(双務契約)

2 前項の場合には、他の共有者は、相当の償金を支払つて再生債務者の持分を取得することができる。

(第四十九条 双務契約について再生債務者及びその相手方が再生手続開始の時において共にまだその履行を完了していないときは、再生債務者等は、契約の解除をし、又は再生債務者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 前項の場合には、相手方は、再生債務者等に対し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、再生債務者等がその期間内に確答をしないときは、同項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

3 前二項の規定は、労働協約には、適用しない。

4 第一項の規定により再生債務者の債務の履行をする場合において、相手方が有する請求権は、共益債権とする。

5 破産法第五十四条の規定は、第一項の規定による契約の解除があつた場合について準用する。

6 この場合において、同条第一項中「破産債権」とあるのは、「再生債権者」と、同条第二項中「破産財団」とあるのは、「再生債務者財産」と、「財团債権者」とあるのは、「共益債権者」と読み替えるものとする。（継続的給付を目的とする双務契約）

2 前項の規定は、再生債務者に対する継続的給付の義務を負う双務契約の相手方は、再生手続開始の申立て後再生手続開始前にした給付に係る請求権（一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、申立て日の属する期間内の給付に係る請求権を含む。）は、共益債権とする。

3 前二項の規定は、労働契約には、適用しない。

(双務契約についての破産法の準用)

第五十条 破産法第五十六条、第五十八条及び第五十九条の規定は、再生手続が開始された場合について準用する。この場合に

合について準用する。この場合において、同法

第五十六条第一項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「民事再生法第四十九条第一項及び第二項」と、「破産者」とあるのは「再生債務者」と、同条第二項中「財团債権」とあるのは「共益債権」と、同法第五十九条第一項中「破産手続開始」と、同条第三項において準用する同法第五十四条第一項中「破産債権」とあるのは「再生債権」と、同法第五十九条第一項中「破産手続」と、同条第二項中「再生手続」とあるのは「再生手続」と、同条第三項において準用する同法第五十四条第一項中「破産債権」とあるのは「再生債権」と読み替えるものとする。

(監督命令)

第三章 再生手続の機関

する者も、その目的である財産について別除権を有する。

第一節 監督委員

第五十四条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員による監督を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分（以下「監督命令」といいう。）をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ再生債務者がすることができない行為を指定しなければならない。

3 裁判所は、監督命令を变更し、又は取り消すことができる。

4 第二項に規定する監督委員の同意を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

5 裁判所は、監督命令を变更し、又は取り消すことができる。

6 監督命令及び前項の規定による決定に対して善意の第三者に対抗することができない。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8 (監督命令に関する公告及び送達)

第五十五条 裁判所は、監督命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。監督命令を変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合も、同様とする。

2 監督命令、前条第五項の規定による決定及び同条第六項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 第十条第四項の規定は、第一項の場合については、適用しない。

(否認に関する権限の付与)

第五十六条 再生手続開始の決定があつた場合には、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員に対して、特定の行為について否認権を行使する権限を付与することができ

る任意完却その他の事由により再生債務者財産に属しないこととなつた場合において当該担保権がなお存続するときにおける当該担保権を有する者は、その目的である財産について、別除権を有する。

2 別除権は、再生手続によらないで、行使する場合には、前項の規定により権限を付与される場合には、当該権限の行使に関し必要な範囲内で、再生債務者のために、金銭の收支その他財産の管理及び処分をることができる。

3 第七十七条第一項から第二項までの規定は、前項の監督委員について準用する。この場合に

(数人の管財人の職務執行)

第七十条 管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、数人で管財人代理を選任することができる。

第七十一条 管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人で管財人代理を選任することができる。

第七十二条 管財人は、就職の後直ちに再生債務者の業務及び財産の管理に着手しなければならない。

第七十三条 裁判所は、管財人の職務の遂行のため必要があると認めるときは、信書の送達の事業を行う者に対し、再生債務者にてた郵便物等を管財人に配達すべき旨を嘱託することができる。

第七十四条 管財人は、即時抗告をすることができない。管財人が即時抗告をすれば、再生債務者に受け取った前項の郵便物等を返却する。

第七十五条 管財人は、裁判所の許可を得なければ、再生債務者の財産を譲り受け、再生債務者に対する自己の財産を譲り渡し、その他自己又は

第三者のために再生債務者と取引をすることができない。

第七十六条 再生債務者が管理命令が発せられた後には、その限りでない。

第七十七条 再生債務者が管理命令が発せられた後には、その限りでない。

第七十八条 第五十四条第三項、第五十七条及び第五十九条から第六十一条までの規定は管財人について、同条の規定は管財人代理について準用する。

第七十九条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債務者（法人である場合に限る。以下この節において同じ。）の財産の管理又は处分が失当であるとき、その他再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、再生債務者の業務及び財産に関する再生債務者による管理を命ずる处分をすることができる。

第八十条 裁判所は、前項の処分（以下「保全管理命令」という。）をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。

第八十一条 裁判所は、保全管理命令を発したときは、即時抗告をすることができる。

第八十二条 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第八十三条 前項の場合において、管財人が欠けたときは、保全管理命令に關する公告及び送達

第八十四条 裁判所は、保全管理命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。保全管

理命令を変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合も、同様とする。

第八十五条 保全管理命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があ

4 再生手続開始の決定を取り消す決定、再生手続廃止の決定若しくは再生計画不認可の決定が確定した場合又は再生手続終了前に再生計画取消しの決定が確定した場合には、第二百五十二条第六項に規定する場合を除き、管財人は、共益債権及び一般優先債権を弁済し、これらの債権のうち異議のあるものについては、その債権を有する者のために供託をしなければならない。

第五条 前二項の場合においては、相手方の再生債務者は、再生債務者に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

第六十六条 前条第二項の規定により中断した訴訟手続について同条第三項又は第四項の規定による受継があるまでに再生手続が終了したときは、再生債務者は、当該訴訟手続（第四十条の二第二項に規定するもので同条第三項の規定により中斷するものを除く。次項において同じ。）を当然受継する。

第六十七条 再生債務者の財産関係の訴訟手続は、中止する。

第六十八条 再生債務者は、前項の規定により中断した訴訟手続（再生計画不認可、再生手続廃止又は再生手続が終了したときに係るものを除く。）を受け継がなければならぬ。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

第六十九条 第四十二条第二項に規定するもので同条第一項の規定により中断するまでの間、再生債務者における同条第二項後段の規定に規定するものと同一の規定が適用される。

第七十条 第六十七条第二項から第五項まで及び前条の規定は、再生債務者の財産関係の事件で管財命令が發せられた當時行政庁に係属するものについて準用する。

第七十一条 第六十七条第二項から第五項まで及び前条の規定は、再生債務者の財産関係の事件で管財命令が發せられた當時行政庁に係属するものについて準用する。

（行政庁に係属する事件の取扱い）

第七十二条 第六十七条第二項から第五項まで及び前条の規定は、再生債務者の財産関係の事件で管財命令が發せられた當時行政庁に係属するものについて準用する。

（管財人の行為に対する制限）

第七十三条 管財人は、裁判所の許可を得なければ、再生債務者の財産を譲り受け、再生債務者に対する自己の財産を譲り渡し、その他自己又は

つた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。再生債務者の業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が再生債務者の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

(保全管理人の権限)

第八十一条 保全管理命令が発せられたときは、再生債務者の業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が再生債務者の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

3 第四十一条の規定は、保全管理人について準用する。(保全管理人代理)

第八十二条 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の保全管理人代理を選任することができ
る。

2 前項の保全管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

(監督委員に関する規定等の保全管理人等への準用)

第八十三条 第五十四条第三項、第五十七条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条规定第一項、第七十条、第七十二条、第七十四条から第
七十六条まで及び第七十七条第一項から第三項までの規定は保全管理人代理について準用する。この規定は保全管理人代理について、第六十一条の規定において、第七十六条第四項後段中「第六十五条第一項の規定による公告(再生手続開始の決定と同時に管理命令が発せられた場合は、第三十五条第一項の規定による公告)」とあるのは、「後任の管財人」とあるのは、「後任の保全管理人」と読み替えるものとする。

2 第六十七条第二項、第三項及び第五項の規定は保全管理命令が発せられた場合について、第六十八条第一項から第三項までの規定は保全管
理命令が効力を失つた場合について準用する。

3 第六十七条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条第一項から第三項までの規定は、再生債務者の財産関係の事件で保全管理命令が発せられた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

せられた当時行政庁に係属するものについて準用する。この場合において、第六十八条第一項及び第二項中「再生手続が終了したとき」とあ
るのは「保全管理命令が効力を失つたとき」と読み替えるものとする。

第四章 再生債権

第一節 再生債権者の権利

第八十四条 再生債務者に對し再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権(共益債
権又は一般優先債権であるものを除く。次項において同じ)は、再生債権とする。

2 再生手続開始後の利息の請求権

第八十五条 再生債権については、再生手続開始後は、この法律に特別の定めがある場合を除き、再生計画の定めるところによらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させ
る行為(免除を除く。)をすることができない。

2 再生債務者を主要な取引先とする中小企業者が後
が、その有する再生債権の弁済を受けなければ
ば、事業の継続に著しい支障を來すおそれがあ
るときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確
定する前でも、再生債務者等の申立てにより又
は職権で、その全部又は一部の弁済をすること
を許可することができる。

3 裁判所は、前項の規定による許可をする場合
には、再生債務者と同項の中小企業者との取引
の状況、再生債務者の資産状態、利害關係人の
利害その他一切の事情を考慮しなければなら
い。

2 再生債務者等は、再生債務者から第二項の申
立てをすべきことを求められたときは、直ちに
その旨を裁判所に報告しなければならない。こ
の場合において、その申立てをしないこととし
たときは、遅滞なく、その事情を裁判所に報告
しなければならない。

3 少額の再生債権を早期に弁済することにより
再生手続を円滑に進行することができるとき、
再生手續を円滑に進行することができるときによ
る利息を債権額から控除した額

二 金額及び存続期間が確定している定期金債
権 各定期金につき前号の規定に準じて算定

又は少額の再生債権を早期に弁済しなければ再
生債務者の事業の継続に著しい支障を來すとき
は、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する
前でも、再生債務者等の申立てにより、その弁
済をすることを許ることができる。

第八十五条の二 再生債務者等は、再生債務者財
産に属する債権をもつて再生債権と相殺するこ
とが再生債権者の一般的利益に適合するときは、
裁判所の許可を得て、その相殺をすることが
できる。

第八十六条 再生債権者は、その有する再生債
権をもつて再生手続に参加することができる。

第八十七条 再生債権者は、再生手続開始後
に期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のもの
再生手続開始の時における法定利率によ
る利息を債権額から控除した額

三 次に掲げる債権 再生手続開始の時におけ
る評価額

イ 再生手続開始後に期限が到来すべき不確
定期限付債権で無利息のもの

ロ 金額又は存続期間が不確定である定期金
債権

ハ 金銭の支払を目的としない債権

ニ 金銭債権で、その額が不確定であるもの
又はその額を外国の通貨をもつて定めたもの

3 第一項の規定にかかわらず、再生債務者
が再生手続開始の時ににおいてその財産をもつて約定
劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済
することができない状態にあるときは、当該約
定劣後再生債権を有する者は、議決権を有しな
い。

2 前項の規定にかかる債権以外の債権
債権額

四 前三号に掲げる債権以外の債権
債権額

2 再生手続開始前にかかわらず、再生債権者は、第
一百四条第二項に掲げる請求権、第九十七条第
一号に規定する再生手続開始前の罰金等及び共
助対象外国租税の請求権については、議決権を
有しない。

3 第一項の規定にかかる債権以外の債権
債権額

3 第一項の規定にかかる債権以外の債権
債権額

2 前項の規定にかかる債権以外の債権
債権額

2 前項の規定にかかる債権以外の債権
債権額

3 第一項の規定にかかる債権以外の債
債権額

2 前項の規定にかかる債権以外の債
債権額

3 第一項の規定にかかる債権以外の債
債権額

さられる額の合計額(その額が再生手続開始の時
における法定利率によりその定期金に相当
する利息を生ずべき元本額を超えるときは、
その元本額)

三 次に掲げる債権 再生手続開始の時におけ
る評価額

イ 再生手続開始後に期限が到来すべき不確
定期限付債権で無利息のもの

ロ 金額又は存続期間が不確定である定期金
債権

ハ 金銭の支払を目的としない債権

ニ 金銭債権で、その額が不確定であるもの
又はその額を外国の通貨をもつて定めたもの

ホ 条件付債権

ヘ 再生債務者に対して行うことのある将来
の請求権

3 第一項の規定にかかる債権以外の債
債権額

2 前項の規定にかかる債権以外の債
債権額

前項の再生債権者は、他の再生債権者（同項の再生債権者が約定劣後再生債権を有する者である場合にあっては、他の約定劣後再生債権を有する者）が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済を受けるまでは、再生手続により、弁済を受けることができない。

第一項の再生債権者は、外國において弁済を受けた債権の部分については、議決権行使することができない。

第九十条 再生債権者は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

裁判所は、再生手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、再生債権者に対し、相当の期間を定めて、代理委員の選任を勧告することができる。

代理委員は、これを選任した再生債権者のため、再生手続に属する一切の行為をすることができる。

代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。ただし、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

裁判所は、代理委員の権限の行使が著しく公正であると認めるときは、第一項の許可の決定又は次条第一項の選任の決定を取り消すことができる。

再生債権者は、いつでも、その選任した代理委員を解任することができる。

（裁判所による代理委員の選任）

第九十一条 裁判所は、再生債権者若しくは代理委員又はこれらの者の代理人が再生債務者の再生に貢献したと認められるときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、再生債務者等が、再生債務者財産から、これらの者に対しその事務処理に要した費用を償還し、又は報償金を支払うことを許可することができる。

前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（相殺権）

第九十二条 再生債権者が再生手続開始当时再生債務者に対し債務を負担する場合において、債務及び債務の双方が第九十四条第一項に規定する債権届出期間の満了前に相殺に適するようになったときは、再生債権者は、当該債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺を行なう。相殺をすることができる。債務が期限付であるときも、同様とする。

再生債権者が再生手続開始当时再生債務者を受けたにもかかわらず同項の期間内に代理委員を選任しない者があり、かつ、代理委員の選任がなければ再生手続の進行に支障があると認めるとときは、その者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。

前項の規定により代理委員を選任するには、当該代理委員の同意を得なければならない。

第一項の規定により代理委員が選任された場合は、当該代理委員は、本人（その者のための代理委員に選任したものとみなす）が前条第一項の規定により選任したものとみなす。

第一項の規定により選任された代理委員は、正当な理由があるときは、裁判所の許可を得て辞任することができる。

（報償金等）

第九十三条 第一項の規定により代理委員が選任された場合における当該代理委員と本人との間の関係については、民法第六百四十四条から第六百四十七条まで及び第六百五十四条の規定を準用する。

二 裁判所が相当と認める額の報酬

第一項の規定により代理委員が選任された場合における当該代理委員と本人との間の関係については、民法第六百四十四条から第六百四十七条まで及び第六百五十四条の規定を準用する。

（報償金等）

第九十四条 裁判所は、再生債権者若しくは代理委員又はこれらの者の代理人が再生債務者の再生に貢献したと認められるときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、再生債務者等が、再生債務者財産から、これらの者に対しその事務処理に要した費用を償還し、又は報償金を支払うことを許可することができる。

前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（相殺権）

第九十五条 再生債権者は、次に掲げる場合に殺をする場合には、相殺により免れる賃料債務の額を控除した額の範囲内におけるその弁済を受けることができる。

一 前項の規定は、地代又は小作料の支払を必要な費用について、その前払又は支出額の割合とする債務について準用する。

（相殺の禁止）

第九十六条 再生債権者は、次に掲げる場合に殺をすることができない。

一 再生手続開始後に再生債務者に対して債務を負担したとき。

二 支払不能（再生債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することのができない状態をいう。（以下同じ。））になった後を契約によつて負担する債務を専ら再生債権をもつてする相殺に供する目的で再生債務者の財産の処分を内容とする契約を再生債務者との間で締結し、又は再生債務者に対する債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより再生債務者に対する債務を負担した場合であつて、当該契約の締結の当時、支払不能であったことを知っていたとき。

三 支払の停止があつた後に再生債務者に對して債務を負担した場合であつて、その負担の当時、支払の停止があつたことを知つていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時ににおいて支払不能でなかつたときは、この限りでない。

四 支払の停止があつた後に再生債務者に對して債務を負担した場合であつて、その負担の当時より前に生じた原因による支払不能であつたこととされることは再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因ではない。

五 支払の停止があつた後に再生債務者に對して債務を負担する者と再生債務者との間の契約

一 法定の原因

二 支払不能であつたこととされることは再生手続開始の申立て（以下この条及び次条において「再生手続開始の申立て等」という。）があつた後に再生債務者に對して債務を負担した場合であつて、その負担の当時、再生手続開始の申立て等があつたことを知つていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時ににおいて支払不能でなかつたときは、この限りでない。

三 支払の停止があつた後に再生債務者に對して債務を負担した場合であつて、その負担の当時より前に生じた原因による支払不能であつたこととされることは再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因ではない。

四 支払の停止があつた後に再生債務者に對して債務を負担する者と再生債務者との間の契約

（届出）

第九十六条 再生手続に参加しようとする再生債権者は、第三十四条第一項の規定により定められた再生債権の届出をするべき期間（以下「債権届出期間」という。）内に、各債権について、その内容及び原因、約定劣後再生債権であるときはその旨、議決権の額その他最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。

別除権者は、前項に規定する事項のほか、別除権の目的である財産及び別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額を届け出なければならない。

（届出の追完等）

第九十七条 再生債権者がその責めに帰すことのできない事由によつて債権届出期間内に届出をすることことができなかつた場合には、その事由が消滅した後一月以内に限り、その届出の追完をすることができる。

2 前項に定める届出の期間は、伸長し、
又は短縮することができない。

3 債権届出期間経過後に生じた再生債権について、その権利の発生した後一月の不变期間内に、届出をしなければならない。

4 第一項及び第三項の届出は、再生計画案を決議に付する旨の決定がされた後は、することができない。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、再生債権者が、その責めに帰することができない事由によつて、届け出た事項について他の再生債権者の利益を害すべき変更を加える場合について準用する。

(届出名義の変更)

第六十一条 届出をした再生債権を取得した者は、債権届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けることができる。第一百条第三項の規定により認否書に記載された再生債権を取得した者についても、同様とする。

(罰金、料金等の届出)

第六十二条 届出をした再生債権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額及び原因並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合に是の旨を裁判所に届け出なければならない。

一 再生手続開始前の罰金、料金、刑事訴訟費用、追徴金又は過料の請求権(共益債権又は一般優先債権であるものを除く)。以下「再生手続開始前の罰金等」という。)

二 共助対象外国租税の請求権(共益債権又は一般優先債権であるものを除く。)

第九十八条 削除

第三節 再生債権の調査及び確定

(再生債権者表の作成等)

第九十九条 裁判所書記官は、届出があつた再生債権及び第一百条第三項の規定により再生債権者等が認否書に記載した再生債権について、再生債権者表を作成しなければならない。

2 前項の再生債権者表には、各債権について、その内容(約定劣後再生債権であるかどうかの別を含む。以下の節において同じ。)及び原因、議決権の額、第九十四条第二項に規定する債権の額その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

3 再生債権者表に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができない。

(再生債権の調査)

第一百条 裁判所による再生債権の調査は、前条第

二項に規定する事項について、再生債務者等が作成した認否書並びに再生債権者及び再生債務者(管財人が選任されている場合に限る。)の書面による異議に基づいてする。

(認否書の作成及び提出)

第一百一条 再生債務者等は、債権届出期間内に届出があつた再生債権について、その内容及び議決権についての認否を記載した認否書を作成しなければならない。

2 再生債務者等は、第九十五条の規定による届出又は届出事項の変更があつた再生債権についても、その内容及び議決権(当該届出事項の変更があった場合には、変更後の内容及び議決権)についての認否を前項の認否書に記載することができる。

3 再生債務者等は、届出がされていない再生債権があることを知つてゐる場合には、当該再生債権について、自認する内容その他の最高裁判所規則で定める事項を第一項の認否書に記載しなければならない。

4 再生債務者等は、前項の規定による届出があつた再生債権に約定劣後再生債権の届出がなかつたときは、前項の規定は、約定劣後再生債権で再生債務者等が知つてゐるものについては、適用しない。

5 再生債務者等は、第三十四条第一項に規定する再生債権の調査をするための期間(以下「一般調査期間」という。)前裁判所の定める期間までに、前各項の規定により作成した認否書を裁判所に提出しなければならない。

6 前項の規定により提出された認否書に、第一項に規定する再生債権の内容又は議決権についての認否の記載がないときは、再生債務者等において、これを認めたものとみなす。当該認否書に第二項に規定する再生債権の内容又は議決権のいずれかについての認否の記載がない場合についても、同様とする。

(一般調査期間における調査)

第一百二条 届出をした再生債権者(以下「届出再生債権者」という。)は、一般調査期間内に、

裁判所に対し、前条第一項若しくは第二項に規定する再生債権の内容若しくは議決権又は同条第三項の規定により認否書に記載された再生債権の内容について、書面で、異議を述べることができる。

(特別調査期間における費用の予納)

第一百三条 前条第一項本文の場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、同条第二項の再生債権を有する者に対し、同項の費用の予納を命じなければならない。

2 前項の規定による処分は、相当と認める方法

が告知することによって、その効力を生ずる。

3 第一項の規定による処分に対するは、その告

知を受けた日から一週間の不变期間内に、異議の申立てをすることができる。

前項に規定する再生債権の内容について、書面で、異議を述べることができる。

2 前項の規定による送達は、第四十三条第四項

に規定する方法によりすることができる。

3 前項の規定による送達をした場合においては、再生債務者(債権届出期間の経過前にあつては、知っている再生債権者)に送達しなければならない。

4 前項の規定による却下の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

5 第一項の場合において、同項の再生債権を有する者が同項の費用の予納をしないときは、裁判所は、決定で、その者がした再生債権の届出

が認め、かつ、調査期間内に届出再生債権者等が認否書に記載された再生債権について、その内容は、確定する。

6 前項の規定による却下の決定に対するは、即時抗告をすることができる。

(再生債権の調査の結果)

第一百四条 再生債権の調査において、再生債務者

の異議がなかつたときは、その再生債権の内容又は議決権の額(第一百条第三項の規定により

認否書に記載された再生債権について、その内容は、確定する。

(特別調査期間における調査)

第一百五条 裁判所は、第九十五条の規定による届出があり、又は届出事項の変更があつた再生債権について、その郵便物等が通常到達すべきであつた時に、送達があつたものとみなす。

(特別調査期間における調査)

第一百六条 裁判所は、第九十五条の規定による届出があつた再生債権について、その内容及び議決権についての認否を記載した認否書を作成し、特別調査期間前

の規定により認否書に当該再生債権の内容又は議決権についての認否を記載している場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、特別調査期間に関する費用は、当該再生債権を有する者の負担とする。

3 再生債務者等は、特別調査期間に係る再生債権で再生債務者等が知つてゐるものについては、適用しない。

4 再生債務者等は、前項の規定は、約定劣後再生債権で再生債務者等が前項の再生債権についての認否を記載した認否書を作成し、特別調査期間前

の規定により認否書に当該再生債権の内容又は議決権についての認否を記載した認否書を作成し、特別調査期間前

の規定により認否書に当該再生債権の内容又は議決権についての認否を記載した認否書を作成し、特別調査期間前

の規定により認否書に当該再生債権の内容又は議決権についての認否を記載した認否書を作成し、特別調査期間前

の規定により認否書に当該再生債権の内容又は議決権についての認否を記載した認否書を作成し、特別調査期間前

の規定により認否書に当該再生債権の内容又は議決権についての認否を記載した認否書を作成し、特別調査期間前

の規定により認否書に当該再生債権の内容又は議決権についての認否を記載した認否書を作成し、特別調査期間前

4 前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

5 第一項の場合において、同項の再生債権を有する者が同項の費用の予納をしないときは、裁判所は、決定で、その者がした再生債権の届出

が認め、かつ、調査期間内に届出再生債権者等を審尋しなければならない。

6 第一項本文の査定の申立てについての裁判が

あつた場合には、その裁判書を当事者に送達し

なければならない。この場合においては、第十一条第三項本文の規定は、適用しない。

(査定の申立てについての裁判に対する異議の訴え)

第六十条 前条第一項本文の査定の申立てについての裁判に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

前項の訴えは、再生裁判所が管轄する。

第一項の訴えが提起された第一審裁判所は、再生裁判所が再生事件を管轄することの根拠となる法令上の規定が第五条第八項又は第九項の規定のみである場合(再生裁判所が第七条第四号の規定により再生事件の移送を受けた場合において、移送を受けたことの根拠となる規定が同号又はハの規定のみであるときを含む。)において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、職権で、当該訴えに係る訴訟を第五条第一項に規定する地方裁判所(同項に規定する地方裁判所がない場合には、同条第二項に規定する地方裁判所)に移送することができ

4 第一項の訴えは、これを提起する者が、異議等のある再生債権を有する再生債権者であるときは異議者等の全員を、異議者等であるときは当該再生債権者を、それぞれ被告としなければならない。

5 第一項の訴えの口頭弁論は、同項の期間を経過した後でなければ開始することができない。

6 同一の債権に関し第一項の訴えが数個同時に係属するときは、弁論及び裁判は併合してしなければならない。この場合においては、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

7 第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、同項の裁判を認可し、又は変更する。

(異議等のある再生債権に関する訴訟の受継)

第一百七条 异議等のある再生債権に関する訴訟の受継の申立てにおいて、再生債権者がその内容の確定を求めようとするときは、異議者等の全員を当該訴訟の相手方として、訴訟手続の受継の申立てをしなければならない。 第一百五条第二項の規定は、前項の申立てについて準用する。

(主張の制限)

第一百八条 第百五条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手続又は第百六条第一項の訴えの提起による受継は、当該査定の手続又は第百六条第一項の訴えの提起による受継に係る

訴訟手続においては、再生債権者は、異議等のある再生債権の内容及び原因について、再生債権者表に記載されている事項のみを主張することができる。

(執行力ある債務名義のある債権等に対する異議の主張)

第一百九条 异議等のある再生債権のうち執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、異議者等は、再生債権者がすることのできる訴訟手続によってのみ、異議を主張することができます。

(再生手続によってのみ、異議を主張することができる。)

2 前項に規定する再生債権に係る再生手続開始

当時訴訟が係属する場合において、異議者等が同項の規定による異議を主張しようとするときは、異議者等は、当該再生債権を有する再生債権者を相手方とする訴訟手続を受けなければならない。

3 第百五条第二項は第一項の規定による異議の主張又は前項の規定による受継について、第百六条第五項及び第六項並びに前条の規定は前二項の場合について準用する。この場合においては、第百六条第五項「同項の期間」とあるのは、第百六条第五項「同項の期間」である。

4 前項において準用する第百五条第二項に規定する期間内に第一項の規定による異議の主張又は第二項の規定による受継がされた場合には、異議者等が再生債権者であるときは、異議者等が再生債権者であるときは第百二条第一項又は第三百三十三条第四項の異議はなかつたものとみなし、異議者等が再生債権者であるときは再生債権者等にいてその再生債権を認めたものとみなす。

(再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載)

第一百十条 裁判所書記官は、再生債権者等又は再生債権者の申立てにより、再生債権の確定に関する訴訟の結果(第百五条第一項本文の査定の申立てについての裁判に対する第百六条第一項の訴えが、同項に規定する期間内に提起されたとき、又は却下されたときは、当該裁判の内容)を再生債権者表に記載しなければならない。(再生債権の確定に関する訴訟の判決等の効力)

第一百一条 再生債権の確定に関する訴訟について準用する。

2 第百五条第一項本文の査定の申立てについての裁判に対する第百六条第一項の訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかつたときは却下されたときは、当該裁判は、再生債権者の全員に對して、確定判決と同一の効力を有する。

(訴訟費用の償還)

第一百十二条 再生債権者財産が再生債権の確定に係る訴訟(第百五条第一項本文の査定の申立てについての裁判を含む。)によつて利益を受けたときは、異議を主張した再生債権者は、その不利益の限度において、再生債権者財産から訴訟費用の償還を請求することができる。

3 第百五条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手続は、再生計画認可の決定の確定前に再生手続が終了したときは終了するものとし、再生計画認可の決定の確定後に再生手続が終了したときは引き続き係属するものとする。

4 第百五条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手続は、再生計画認可の決定の確定後に再生手続が終了した場合には、第百六条第一項の規定により同項の訴えを提起することができる。

5 第百五条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手続が終了した際現に係属する第百六条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて、再生債権者等が当事者ではないものは、再生計画認可の決定の確定前に再生手続が終了した場合は、再生手続が終了した際現に係属する第百六条第一項の訴えを提起することができる。

6 前項の規定により訴訟手続が中止する場合においては、第六十八条第三項の規定を準用する。

(再生手続開始前の罰金等についての不服の申立て)

第一百十三条 再生手続開始前の罰金等及び共助対象外国租税の請求権についてには、百条から前条までの規定は、適用しない。

2 第九十七条の規定による届出があつた請求権(罰金、料金及び刑事訴訟費用の請求権を除く。)の原因(共助対象外国租税の請求権については、共助実施決定)が審査請求、訴訟(刑事訴訟を除く。次項において同じ。)その他不履行の申立てをすることができる处分である場合には、再生債権者等は、当該届出があつた請求権について、当該不服の申立てをする方法で異議を主張することができる。

(訴訟費用の償還)

第一百十二条の二 再生手続が終了した際現に係属する第百五条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手続は、再生計画認可の決定の確定前に再生手続が終了したとき、再生手続が終了したときは、当該届出があつた請求権に係属する異議を主張しようとする。

3 前項の場合において、当該届出があつた請求権に係属する異議を主張しようとするときは、同項に規定する異議を主張しようとする再生債権者等は、当該届出があつた請求権を有する再生債権者を相手方とする訴訟手続を受けなければならない。当該届出があつた請求権に係属するものとし、再生手続開始當時再生債権者の財産関係の事件が行政庁に係属するときも、同様とする。

4 第二項の規定による異議の主張又は前項の規定による受継は、再生債権者等が第二項に規定する届出があつたことを知った日から一月の不変期間内にしなければならない。当該届出があつた請求権に係属するものとし、再生手続開始当時再生債権者の財産関係の事件が行政庁に係属するときも、同様とする。

5 第百四条第二項の規定は第九十七条の規定による受継は、再生債権者等が第二項に規定する届出があつたことを知った日から一月の不変期間内にしなければならない。

(債権者集会の招集)

第一百四条 裁判所は、再生債権者等若しくは第一百七条第二項に規定する債権者委員会の申立て又は知れている再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる債権を有する再生債権者の申立てがあつたときは、債権者集会を招集しなければならない。これらの中でも、申立てがない場合であつても、裁判所は、相当と認めるときは、債権者集会を招集することができる。

(債権者集会の期日の呼出し等)

第一百十五条 債権者集会の期日には、再生債権者、管財人、届出再生債権者及び再生のため債務を負担し又は担保を提供する者があるとき

相互会社（同法第二条第五項に規定する相互会社をいう。）が発行する社債	五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第一百二十六条に規定する特定社債管理者又は同法第二百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者 同法第一条第七項に規定する特定社債
（共益債権の取扱い）	（共益債権）
3 共益債権に基づき再生債務者の財産に対し強制執行又は仮差押さえがされている場合において、その強制執行又は仮差押さえが再生に著しい支障を及ぼし、かつ、再生債務者が他に換価の容易な財産を十分分に有するときは、裁判所は、再生手続開始後において、再生債務者等の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、その強制執行又は仮差押さえの中止又は取消しを命ずることができる。共益債権である共助対象外国租税の請求権に基づき再生債務者の財産に対し国税滞納処分の例によつてする処分がされている場合におけるその処分の中止又は取消しについても、同様とする。	2 共益債権は、再生債務者に先立つて、弁済する。
4 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。	3 共益債権に基づき再生債務者の財産に対し強制執行又は仮差押さえがされた場合において、その強制執行又は仮差押さえが再生に著しい支障を及ぼし、かつ、再生債務者が他に換価の容易な財産を十分分に有するときは、裁判所は、再生手続開始後において、再生債務者等の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、その強制執行又は仮差押さえの中止又は取消しを命ずることができる。共益債権である共助対象外国租税の請求権に基づき再生債務者の財産に対し国税滞納処分の例によつてする処分がされている場合におけるその処分の中止又は取消しについても、同様とする。
5 第三項の規定による中止又は取消しの命令及び前項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。	4 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない（一般優先債権）	5 第三項の規定による中止又は取消しの命令及び前項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。
第一百二十二条 一般的の先取特権その他一般の優先権がある債権（共益債権であるものを除く。）は、一般優先債権とする。	6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない（一般優先債権）
3 優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、再生手続開始の時からさかのぼって計算する。	7 優先債権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、再生手続開始の時からさかのぼって計算する。
4 前条第三項から第六項までの規定は、一般優先債権に基づく強制執行若しくは仮差押さえ又は一般優先債権を被担保債権とする一般的の先取特権の実行について準用する。（開始後債権）	8 前条第三項から第六項までの規定は、一般優先債権に基づく強制執行若しくは仮差押さえ又は一般優先債権を被担保債権とする一般的の先取特権の実行について準用する。（開始後債権）

第一百二十三条 再生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権（共益債権、一般優先債権）	第一百二十四条 第二節 否認権
三 第一百四十二条第一項の規定による保全処分又は第一百四十三条第一項の規定による査定の要件を必要とする事情の有無	第一節 再生債務者の財産状況の調査（財産の価額の評定等）
裁判所は、再生債務者の財産状況を調査する（裁判所への報告）	第二節 否認権
（管財人について）再生債務者の財産状況の調査（財産の価額の評定等）	（再生債務者を害する行為の否認）
（管財人について）再生債務者の財産状況の調査（財産の価額の評定等）	（再生債務者を害する行為の否認）

第一百二十五条 再生債務者等は、再生手続開始後の財産目録及び貸借対照表を作成し、これらを関係人の申立てにより又は職権で、評価人を選任し、再生債務者の財産の評価を命ずることができる。（裁判所への報告）	第一節 否認権
（管財人について）再生債務者の財産状況の調査（財産の価額の評定等）	（再生債務者を害する行為の否認）

第一百二十六条 再生債務者の財産状況を報告するため招集された債権者集会においては、再生債務者等は、前条第一項に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。	第二節 否認権
（財産状況報告集会への報告）	（再生債務者を害する行為の否認）
（財産状況報告集会）	（再生債務者を害する行為の否認）
（財産状況報告集会）	（再生債務者を害する行為の否認）
（財産状況報告集会）	（再生債務者を害する行為の否認）

(特定の債権者に対する担保の供与等の否認)
第一百二十七条の三 次に掲げる行為(既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。)は、再生手続開始後、再生債務者のためみ否認することができる。

一 再生債務者が支払不能になつた後又は再生手続開始、破産手続開始若しくは特別清算開始の申立て(以下この節において「再生手続開始の申立て等」という。)があつた後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知つていた場合に限る。

イ 当該行為が支払不能になつた後にされたものである場合 支払不能であつたこと又は支払の停止があつたこと。

ロ 当該行為が再生手続開始の申立て等があつた後にされたものである場合 再生手続開始の申立て等があつたこと。

二 再生債務者の義務に属せず、又はその時期が再生債務者の義務に属しない行為であつて、支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の再生債務者を害することを知らなかつたときは、この限りでない。

3 前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実(同号イに掲げる場合にあつては、支払不能であつたこと及び支払の停止があつたこと)を知つていしたものと推定する。

一 債権者が前条第二項各号に掲げる場合が再生債務者の義務に属しないものである場合

二 前項第一号に掲げる行為が再生債務者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が再生債務者の義務に属しないものである場合

(手形債務支払の場合等の例外)

3 第百二十八条 前条第一項第一号の規定は、再生債務者から手形の支払を受けた者がその支払を受けなければ手形上の債務者の一人又は数人に對する手形上の権利を失う場合には、適用しない。

2 前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出しを委託した者が振出した当時支払の停止等があつたことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、第五十六条第一項の規定により否認権行使する権限を付与された監督委員(以下「否認権を有する監督委員」という。)又は管財人は、これらの者に再生債務者が支払った金額を償還させることができる。

一 再生債務者の受けた反対給付が再生債務開始前の罰金等につき、その徴収の権限を有する者に対しても、当該行為に屬する者には、適用しない。

(権利変動の対抗要件の否認)

第一百二十九条 支払の停止等があつた後権利の設定、移転又は変更をもつて第三者に対抗するため必要な行為(仮登記又は仮登録を含む。)

3 前条第一項の規定は、再生債務者が再生手続をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後悪意でしたものであるときは、これを否認することができます。ただし、当該仮登記又は仮登録以外の仮登記又は仮登録があつた後にこれらに基づいてされた本登記又は本登録は、この限りでない。

二 前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録について準用する。

(執行行為の否認)

第一百三十条 否認権は、否認しようとする行為につき、執行力のある債務名義があるとき、又はその行為が執行行為に基づくものであるときでも、行うことを妨げない。

(支払の停止を要件とする否認の制限)

第一百三十二条 再生手続開始の申立て等の日から一年以上前にした行為(第二百二十七条第三項に規定する行為を除く。)は、支払の停止があつた後にされたものであること又は支払の停止の事実を知つていていたことを理由として否認することができない。

(否認権行使の効果)

第一百三十三条 否認権の行使は、再生債務者財産を原状に復させる。

2 第百二十七条第三項に規定する行為が否認された場合において、相手方は、当該行為の当時、支払の停止等があつたこと及び再生債務者を害することを知らなかつたときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。

(再生債務者の受けた反対給付に関する相手方の権利等)

3 第百三十二条第一項第一号に掲げる場合に規定する行為が否認される。

行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めに掲げる権利を行使することができる。

一 再生債務者の受けた反対給付が再生債務者財産中に現存しない場合 共益債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利を有する場合において、当該行為の当時、再生債務者財産中に現存するが對価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、相手方が再生債務者がその意思を有していたことを知つていたときは、相手方は、次の各号に定めに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使する。

二 前項第二号の規定にかかわらず、同号に掲げることができる。ただし、当該仮登記又は仮登録をした場合において、当該行為の当時、再生債務者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、相手方が再生債務者がその意思を有していたことを知つていたときは、相手方は、次の各号に定めに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めた権利を行使する。

三 転得者が第一百二十七条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるとき。ただし、転得の当時、再生債務者がした行為が再生債務者を害することを知らなかつたときは、この限りでない。

二 再生債務者の受けた反対給付によって生じた利益の全部が再生債務者財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

一 再生債務者の受けた反対給付によって生じた利益が再生債務者財産中に現存しない場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

三 再生債務者の受けた反対給付によって生じた利益の一部が再生債務者財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利及び再生債務者として反対給付と現存利益との差額の償還を請求する権利

二 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第二百二十七条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、再生債務者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知つていたものと推定する。

三 再生債務者の受けた反対給付によって生じた利益が再生債務者財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利

二 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第二百二十七条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為によって否認されたときは、転得者は、第二百三十二条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使する。

三 第百三十四条の二 再生債務者がした第二百二十七条第一項若しくは第三項又は第二百二十七条の二第一項に規定する行為が転得者に対する否認権第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認されたときは、転得者は、第二百三十二条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使する。

二 第百三十四条の二 第一百三十四条の二第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認されたときは、転得者は、第二百三十二条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使する。

三 第百三十四条の二 第一百三十四条の二第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認されたときは、転得者は、第二百三十二条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使する。

二 第百三十四条の二 第一百三十四条の二第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認されたときは、転得者は、第二百三十二条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使する。

の受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによつて原状に復する。

(転得者に対する否認権)

一百三十四条 次の各号に掲げる場合において、否認しようとする行為の相手方に対する否認の原因があるときは、否認権は、当該各号に規定する転得者に対する権利を行使することができる。ただし、当該転得者が他の転得者から転得した者である場合は、当該転得者の前に転得した全ての転得者に対しても否認の原因があるときに限る。

一 転得者が転得の当時、再生債務者がした行為が再生債務者を害することを知つていたときは、相手方は、次の各号に定めに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めた権利を行使する。

二 転得者が無償行為又はこれと同視すべき行為によつて転得した者であるときは、転得の当時、再生債務者がした行為が再生債務者を害することを知らなかつたときは、この限りでない。

三 転得者が第一百二十七条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるとき。ただし、転得の当時、再生債務者がした行為が再生債務者を害することを知つていたときは、相手方は、次の各号に定めに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めた権利を行使する。

二 第百三十二条第二項の規定は、前項第三号の規定により否認権の行使があつた場合について準用する。

三 転得者が無償行為又はこれと同視すべき行為によつて転得した者であるときは、転得の当時、再生債務者がした行為が再生債務者を害することを知つていたときは、相手方は、次の各号に定めに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めた権利を行使する。

二 第百三十二条第二項の規定は、前項第三号の規定により否認権の行使があつた場合について準用する。

三 第百三十四条の二 第一百三十四条の二第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認されたときは、転得者は、第二百三十二条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使する。

二 第百三十四条の二 第一百三十四条の二第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認されたときは、転得者は、第二百三十二条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使する。

三 第百三十四条の二 第一百三十四条の二第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認されたときは、転得者は、第二百三十二条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使する。

二 第百三十四条の二 第一百三十四条の二第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認されたときは、転得者は、第二百三十二条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使する。

三 第百三十四条の二 第一百三十四条の二第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認されたときは、転得者は、第二百三十二条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使する。

二 第百三十四条の二 第一百三十四条の二第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認されたときは、転得者は、第二百三十二条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使する。

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

ぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第百二十七条の二第二項各号に掲げる者は、その相手方は、当該行為の相手であるときは、その相手方は、当該行為の当時、再生債務者が前項の隠匿等の处分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

第一項及び第二項の規定による権利の行使は、転得者がその前者から財産を取得するためにして反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

否認権限を有する監督委員又は管財人は、第一項に規定する行為を転得者に対する否認権の行使によって否認しようとするときは、第百三十二条第一項の規定により再生債務者の財産に復すべき財産の返還に代えて、転得者に対し、当該財産の価額から前各項の規定により共益債権（第一項第一号に掲げる場合（第一項ただし書に該当するときを除く。）にあっては、再生債務者の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。（相手方の債権に関する転得者の権利）

第一百三十四条の三 再生債務者がした第百二十七条の三第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認された場合において、転得者がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、転得者は、当該行為がその相手方に対する否認権の行使によって否認されたとすれば第百三十三条の規定により原状に復すべき当該行為の相手方の債権を行使することができる。この場合には、前条第四項の規定を準用する。

（否認権のための保全処分）

第一百三十四条の四 裁判所は、再生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間において、否認権を保全するため必要があると認めるときは、利害関係人（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人の申立てにより又は職権で、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

前項の規定による保全処分は、担保を立てさせて、又は立てさせないで命ずることができ。前項の規定による保全処分は、担保を立てさせ、又は立てさせないで命ずることができ。

裁判所は、申立てにより又は職権で、第一項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

第一項の規定による保全処分及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

前各項の規定は、再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十六条第一項の即時抗告があつた場合について準用する。（保全処分に係る手続の続行と担保の取扱い）

第一百三十四条の五 前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分が命じられた場合において、再生手続開始の決定があつたときは、否認権限を有する監督委員又は管財人は、当該保全処分に係る手続を続行することができる。

再生手続開始の決定後一月以内に前項の規定により同項の保全処分に係る手続が続行されないときは、当該保全処分は、その効力を失う。

否認権限を有する監督委員又は管財人は、第一項の規定により同項の保全処分に係る手続を続行しようとする場合において、前条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する担保の全部又は一部が再生債務者の財産に属する財産でないときは、その担保の全部又は一部を再生債務者の財産に属する財産による担保に変換しなければならない。

第一項の規定により否認権限を有する監督委員又は管財人が続行する手続に係る保全処分について準用する。

（否認権の行使）

第一百三十五条 否認権は、訴え又は否認の請求によつて、否認権限を有する監督委員又は管財人が行う。

前項の訴え及び否認の請求事件は、再生裁判所が管轄する。

第一項に規定する方法によるほか、管財人は、抗弁によつても、否認権を行うことができ。

（否認の請求）

第一百三十六条 否認の請求をするときは、その原因となる事実を説明しなければならない。当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

否認の請求を認容する決定があつた場合に相手方又は転得者を審尋しなければならない。

裁判所は、前項の決定をする場合には、相手方に理由を付した決定でしなければならない。

前項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

第一項の規定による保全処分及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

前各項の規定は、再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十六条第一項の即時抗告があつた場合について準用する。

第一百三十四条の五 前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分が命じられた場合において、再生手続開始の決定があつたときは、否認権限を有する監督委員又は管財人は、当該保全処分に係る手続を続行することができる。

再生手続開始の決定後一月以内に前項の規定により同項の保全処分に係る手続が続行されないときは、当該保全処分は、その効力を失う。

第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、同項の決定を認可し、変更し、又は取り消す。

第一項の決定を認可する判決が確定したときは、その決定は、確定判決と同一の効力を有する。同項の訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときも、同様とする。

第一項の決定を認可し、又は変更する判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

の行使に係る相手方（以下この条において「相手方」という。）及び再生債務者間の訴訟が係属する場合には、否認権行使するため、相手方を被告として、当事者としてその訴訟に参加することができる。ただし、当該訴訟の目的である権利又は義務に係る請求をする場合に限り、相手方を被告として、当事者としてその訴訟に参加することができる。

否認権（前条第一項の訴え及び第百四十一条第一項の規定により受継された訴訟手続を含む。）が係属する場合には、再生債務者は、当該訴えの目的である権利又は義務に係る請求をするため、相手方を被告として、当事者としてその訴訟に参加することができる。

否認権限を有する監督委員が当事者である否認の請求を認容する決定があつた場合には、その原は、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

否認の請求を認容する決定があつた場合には、その送達を受けた日から一月の不变期間内に、異議の訴えを提起することができる。

否認の請求の手続きは、再生手続が終了したときは、終了する。

（否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え）

第一百三十七条 否認の請求を認容する決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不变期間内に、異議の訴えを提起することができる。

前項の訴えは、再生裁判所が管轄する。

第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、同項の決定を認可し、変更し、又は取り消す。

第一項の決定を認可する判決が確定したときは、その決定は、確定判決と同一の効力を有する。同項の訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときも、同様とする。

第一項の決定を認可し、又は変更する判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

（否認権行使の期間）

第一百三十九条 否認権は、再生手続開始の日（再生手続開始の日より前に破産手続が開始される場合にあつては、破産手続開始の日）から二年を経過したときは、行使することができない。否認しようとする行為の日から十年を経過したときも、同様とする。

（訴害行為取消訴訟等の取扱い）

第一百四十条 否認権限を有する監督委員又は管財人は、第四十条の二第一項の規定により中断した訴訟手続のうち、民法第四百二十四条第一項の規定により再生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟に係るものを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立てでは、相手方もすることができる。

第一項の訴えに係る訴訟手続で管財人が当事者であるものは、再生手続開始の決定の取消しの決定が取消しの決定の確定又は再生手続廃止又は再生計画取消しの決定の確定により再生手続が終了したときは中止するものとする。

第一項の訴えに係る訴訟手続で管財人が当事者であるものは、再生手続開始の決定の取消しの決定が確定又は再生手続終結の決定により再生手続が終了したときは、第六十八条第二項の規定にかかわらず、終了するものとする。（否認権限を有する監督委員の訴訟参加等）

第一百三十八条 否認権限を有する監督委員は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、否認権の行使に係る相手方（以下この条において「相手方」という。）及び再生債務者間の訴訟が係属する場合には、否認権行使するため、相手方を被告として、当事者としてその訴訟に参加することができる。ただし、当該訴訟の目的である権利又は義務に係る請求をする場合に限り、相手方を被告として、当事者としてその訴訟に参加することができる。

4 価額決定の請求をする者は、その請求に係る手続の費用として再生裁判所の定める金額を予納しなければならない。

5 前項に規定する費用の予納がないときは、再生裁判所は、価額決定の請求を却下しなければならない。

(財産の価額の決定)

第一百五十条 価額決定の請求があつた場合には、再生裁判所は、当該請求を却下する場合には、再生裁判所は、評価人を選任し、財産の評価を命じなければならない。

2 前項の場合には、再生裁判所は、評価人の評価に基づき、決定で、財産の価額を定めなければならない。

3 担保権者が数人ある場合には、前項の決定は、担保権者の全員につき前条第一項の期間（同条第二項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間。第百五十二条第一項において「請求期間」という。）が経過した後にならなければならぬ。この場合において、数個の価額決定の請求事件が同時に係属するときは、事件を併合して裁判しなければならない。

4 第二項の決定は、価額決定の請求をしながらた担保権者に対しても、その効力を有する。

5 価額決定の請求についての決定に対しては、再生債務者等及び担保権者は、即時抗告をすることができる。

6 価額決定の請求についての決定又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を再生債務者等及び担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条（費用の負担）

第一百五十二条 価額決定の請求に係る手続に要した費用は、前条第二項の規定により定められた価額が、申出額を超える場合には再生債務者の負担とし、申出額を超えない場合には価額決定の請求をした者の負担とする。ただし、申出額を超える額が当該費用の額に満たないときは、当該費用のうち、その超える額に相当する部分は再生債務者の負担とし、その余の部分は価額決定の請求をした者の負担とする。

2 前条第五項の即時抗告に係る手続に要した費用は、当該即時抗告をした者の負担とする。

3 第一項の規定により再生債務者に対し費用請求権を有する者は、その費用に関し、次条第

4 次条第四項の場合には、第一項及び第二項の費用は、これらの規定にかかわらず、再生債務者に対する費用請求権は、共益債権とする。

(価額に相当する金銭の納付等)

第一百五十二条 再生債務者等は、請求期間内に価額決定の請求がなかつたとき、又は価額決定の請求のすべてが取り下げられ、若しくは却下されたときは申出額に相当する金銭を、第百五十一条第二項の決定が確定したときは当該決定により定められた価額に相当する金銭を、裁判所の定める期限までに裁判所に納付しなければならない。

2 担保権者の有する担保権は、前項の規定による金銭の納付があった時に消滅する。

3 第一項の規定による金銭の納付があつたときは、裁判所書記官は、消滅した担保権に係る登記又は登録の抹消を嘱託しなければならない。

4 第二項の許可を取り消さなければならない。

(配当等の実施)

第一百五十三条 裁判所は、前条第一項の規定による金銭の納付があつた場合には、次項に規定する場合を除き、配当表に基づいて、担保権者に対する配当を実施しなければならない。

2 担保権者が一人である場合又は担保権者が二人以上であつて前条第一項の規定により納付された金銭で各担保権者の有する担保権によつて担保される債権及び第百五十二条第一項の規定により再生債務者の負担すべき費用を弁済することができる場合には、裁判所は、当該金銭の交付計算書を作成して、担保権者に弁済金を交付し、剩余金を再生債務者等に交付する。

3 第九十五条及び第九十六条の規定は前項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。

第七章 再生計画

第一节 再生計画の条項

第一百五十四条 再生計画においては、次に掲げる事項に関する条項を定めなければならない。

2 全部又は一部の再生債権者の権利の変更の権利の負担とする。この場合においては、再生債務者に対する費用請求権は、共益債権とする。

二 共益債権及び一般優先債権の弁済

3 知られている開始後債権があるときは、その内容

2 債権者委員会が再生計画で定められた弁済期間内にその履行を確保するため監督その他の関与を行なう場合において、再生債務者がその費用の全部又は一部を負担するときは、その負担に関する条項を定めなければならない。

三 知られている開始後債権があるときは、その内容

2 第百六十六条第一項の規定による裁判所の許可があつた場合には、再生計画の定めによる再生債務者の株式の取得に関する条項、株式の併合に関する条項、資本金の額の減少に関する条項又は再生債務者が発行することができる株式の総数についての定款の変更に関する条項を定めることができる。

3 第百六十六条第一項に規定する再生債権者等の権利を変更する条項又は再生債権者の権利を変更する条項の許可があつた場合には、再生計画においては、届出再生債権者及び第一百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債権者の権利のうち変更されるべき権利を明示し、かつ、前条の一般的基準に従つて変更した後の権利の内容を定めなければならない。ただし、第二百五十九条及び第一百六十条第一項に規定する再生債権については、この限りでない。

4 第百六十六条の二第二項の規定による裁判所の許可があつた場合には、再生計画においては、募集株式（会社法第二百四十九条第一項に規定する募集株式をいい、譲渡制限株式であるものに限る。以下この章において同じ。）を引き受けれる者の募集（同法第二百二条第一項各号に掲げたる事項を定めるもののを除く。以下この章において同じ。）に関する条項を定めることができる。

(届出再生債権者等の権利に関する定め)

2 前項に規定する再生債権者の権利で、再生計画によってその権利に影響を受けないものがあるときは、その権利を明示しなければならない。

二 債務の負担及び担保の提供に関する定め

3 第百五十五条 再生計画による権利の変更の内容は、再生債権者の間では平等でなければならない。ただし、不利益を受ける再生債権者の同意がある場合又は少額の再生債権若しくは第八十四条第二項に掲げる請求権について別段の定めをし、その他これら者の間に差を設けても平衡を害しない場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかるわらず、約定劣後再生債権の届出がある場合における再生計画においては、再生債権（約定劣後再生債権を除く。）を有する者と約定劣後再生債権を有する者との間に平を害しない場合は、この限りでない。

3 第百五十五条の規定にかかるわらず、約定劣後再生債権においては、第三十五条第四項に規定する配当の順位についての合意の内容を考慮して、再生計画の内容に公正かつ公平な差を設けなければならない。

2 再生計画によつて債務が負担され、又は債務の期限が猶予されるときは、特別の事情がある場合を除き、再生計画認可の決定の確定から十年を超えない範囲で、その債務の期限を定めるものとする。

3 再生計画によつて債務が負担され、又は債務の期限が猶予されるときは、特別の事情がある場合において減免その他の権利に影響を及ぼす定めをすることができない。

4 再生手続開始前の罰金等については、再生計画において減免その他の権利に影響を及ぼす定めをすることができない。

二 全部又は一部の再生債権者の権利の変更の権利の負担とする。この場合においては、再生債務者に対する費用請求権は、共益債権とする。

三 知られている開始後債権があるときは、その内容

2 債権者委員会が再生計画で定められた弁済期間内にその履行を確保するため監督その他の関与を行なう場合において、再生債務者がその費用の全部又は一部を負担するときは、その負担に関する条項を定めなければならない。

二 共益債権及び一般優先債権の弁済

3 知られている開始後債権があるときは、その内容

2 第百五十六条 再生債権者の権利を変更する条項においては、債務の減免、期限の猶予その他の権利の変更の一般的基準（約定劣後再生債権の届出があるときは、約定劣後再生債権についての一般的基準を含む。）を定めなければならない。

三 知られている開始後債権があるときは、その内容

2 債権者委員会が再生計画で定められた弁済期間内にその履行を確保するため監督その他の関与を行なう場合において、再生債務者がその費用の全部又は一部を負担するときは、その負担に関する条項を定めなければならない。

二 共益債権及び一般優先債権の弁済

3 知られている開始後債権があるときは、その内容

2 第百五十七条 再生債権者の権利を変更する条項においては、届出再生債権者及び第一百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債権者の権利のうち変更されるべき権利を明示し、かつ、前条の一般的基準に従つて変更した後の権利の内容を定めなければならない。ただし、第二百五十九条及び第一百六十条第一項に規定する再生債権については、この限りでない。

3 第百五十七条 再生債権者の権利で、再生計画によってその権利に影響を受けないものがあるときは、その権利を明示しなければならない。

(届出再生債権者等の権利に関する定め)

2 前項に規定する再生債権者の権利で、再生計画によってその権利に影響を受けないものがあるときは、その権利を明示しなければならない。

二 債務の負担及び担保の提供に関する定め

3 第百五十八条 再生債務者以外の者が債務を引き受け、又は保証人となる等再生のため債務を負担するときは、再生計画において、その者を明示し、かつ、その債務の内容を定めなければならない。

2 再生債務者又は再生債務者以外の者が、再生債務を提供するときは、再生計画において、その債務を明示し、かつ、その債務の内容を定めなければならない。

二 債務の負担及び担保の提供に関する定め

3 第百五十九条 異議等のある再生債権で、その確定手続が終了していないものがあるときは、再生計画において、その権利確定の可能性を考慮し、これに対する適確な措置を定めなければならない。

(別除権者の権利に関する定め)

2 別除権の行使によつて弁済を受けることができるかない債権の部が確定していよい再生債権を有する者があるときは、再生計画において、その債権の部が確定した場合における再生債権者としての権利の行使に関する適確な措置を定めなければならない。

2 前項に規定する再生債権を担保する根抵当権の原本が確定している場合には、その根抵当権の被担保債権のうち極度額を超える部分について、第一百五十六条の一般的基準に従い、仮払に関する定めをすることができる。この場合においては、当該根抵当権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定した場合における精算に関する措置をも定めなければならぬ。

第一百六十二条 再生計画によつて株式会社である再生債務者が当該再生債務者の株式の取得を定めなければならぬときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

(再生債務者の株式の取得等に関する定め)

二 再生債務者が当該再生債務者の株式の種類及び種類ごとに掲げる事項を定めなければならない。

二 再生債務者が前号の株式を取得する日

2 再生債務者が取得する株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)

3 再生債務者が前号の株式を取得する日

2 再生債務による株式会社である再生債務者の株式の併合をするときは、会社法第二百四十七条第一項各号に掲げる事項を定めなければならない。

4 再生債務者による株式会社である再生債務者が発行することができる株式の総数についての定款の変更をするときは、その変更の内容を定めなければならない。

(再生債務者の株式を引き受けける者の募集に関する定め)

二 再生計画によつて株式会社である再生債務者が発行することができる株式の総数についての定款の変更をするときは、会社法第二百四十七条第一項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(再生債務者の株式の取得等を定める条項に関する許可)

3 第一百五十四条第三項に規定する条項を定めた再生計画を提出しようとする者は、あらかじめ、裁判所の許可を得なければならない。

4 第一百五十二条の二第二項の規定による裁判所の許可を得て、募集株式を引き受けける者の募集をしよつて裁判所に提出しなければならない。

(再生計画案の提出)

第一百六十三条 再生債務者は、債権届出期間内に、再生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

2 再生債務者は、申立てにより又は職権で、前二項の規定により定めた期間を伸長することができるのである。

2 前項の場合には、第百五十七条及び第一百五十一条に規定する事項を定めないで、再生計画案を提出することができる。

第一百六十四条 再生債務者等は、前条第一項の規定にかかるわらず、再生手続開始の申立て後債権届出期間の満了前に、再生計画案を提出することができる。

2 前項の場合は、第百五十七条及び第一百五十五条に規定する債務の負担又は担保の提供についての定めをした再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、当該債務を負担し、又は当該担保を提供する者の同意を得なければならない。

第一百六十五条 第百五十八条に規定する債務の負担又は担保の提供についての定めをした再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、当該債務を負担し、又は当該担保を提供する者の同意を得なければならない。

2 前項の場合は、第百五十八条に規定する債務の負担又は担保の提供についての定めをした再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、当該債務を負担し、又は当該担保を提供する者の同意を得なければならない。

第一百六十六条 第百五十四条第三項に規定する条項を定めた再生計画を提出しようとする者は、あらかじめ、裁判所の許可を得なければならない。

(再生債務者の株式の取得等を定める条項に関する許可)

二 裁判所は、株式会社である再生債務者がその財産をもつて債務を完済することができない場合に限り、前項の許可をすることができる。

三 第一百五十四条第一項に規定する再生手続に対する送達については、第四十三条第四項及び第五項の規定を準用する。

2 第二項の規定による許可の決定に対しても、株主は、即時抗告をすることができる。

(募集株式を引き受けける者の募集を定める条項に関する許可)

4 第一百五十四条第二項に規定する第一項の規定による許可の決定に対する旨の決定において、議決権行使することができる再生債権の不統一行使する場合における裁判所に対する通知の期限を定めなければならない。この場合においては、議決権行使の方法及び第七十二条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により議決権の行使する場合を含む。の規定により議決権の不統一行使をする場合における裁判所に對する通知の期限を定めなければならない。この場合においては、議決権行使の方法とし、次に掲げる方法のいずれかを定めなければならない。

二 書面等投票(書面その他の最高裁判所規則で定める方法のうち裁判所の定めるものによる投票をいう。)により裁判所の定める期間内に、議決権行使する方法

第一百六十七条 再生計画案の提出者は、裁判所の許可を得て、再生計画案を修正することができる。ただし、再生計画案を決議に付する旨の決定がされた後は、この限りでない。

第一百六十八条 裁判所は、再生計画案について、労働組合等の意見を聽かなければならない。前条の規定による修正があつた場合における修正後の再生計画案についても、同様とする。

第三節 再生計画案の決議

(決議に付する旨の決定)

第一百六十九条 再生計画案の提出があつたときは、裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該再生計画案を決議に付する旨の決定をする。

一 一般調査期間が終了していないとき。

二 財産状況報告集会における再生債務者等による報告又は第一百二十五条第一項の報告書の提出がないとき。

第三節 再生計画案についての第一項の報告書の提出

(決議に付する旨の決定)

第一百七十二条 再生計画案についての第一項の報告書の提出があつたときは、裁判所は、次の各号のいずれかに該当するものと認めるとき。

三 裁判所が再生計画案についての第一項の報告書の提出があつた場合には、その要旨を第百五十五条第一項に規定する書面等投票は裁判所の定めによる期間内に限りすることができる旨を通知しなければならない。

4 裁判所は、議決権行使の方法として第二項第二号又は第三号に掲げる方法を定めたときは、その旨を公告し、かつ、議決権者に対しても、同項第二号に規定する書面等投票は裁判所の定めによる期間内に限りすることができる旨を通知しなければならない。

2 裁判所は、議決権行使の方法として第二項第二号に掲げる方法を定めた場合において、第百四条前段の申立てをすることができる者が前項の期間内に再生計画案の決議をするための債権者集会の招集の申立てをしたときは、議決権行使の方法につき、当該定めを取り消して、第二項第一号又は第三号に掲げる方法を定めなければならない。

(社債権者等の議決権の行使に関する制限)

3 裁判所は、第二項各号(第三号を除く。)に掲げる要件のいずれかに該当するものと認めるとき。

四 第一百九十二条第一号の規定により再生手続を廃止するとき。

第一百六十九条の二 再生債権である社債又は第七十条の二第六項各号に定める債権(以下この条において「社債等」という。)を有する者は、当該社債等について社債管理者、社債管理補助者(当該社債等についての再生債権者の議決権行使の権限を有するものに限り、当該社債等について議決権行使することができる)の行使の方法及び第七十二条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により議決権の行使する場合を含む)の規定により議決権の不統一行使をする場合における裁判所に対する通知の期限を定めなければならない。この場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該社債等について議決権行使することができる。

一 当該社債等について再生債権の届出をしたとおり、又は届出名義の変更を受けたとき。

二 当該社債管理者等が当該社債等について再生債権の届出をした場合において、再生計画案を決議に付する旨の決定があるまでに、裁判所に対し、当該社債等について議決権行使する意思がある旨の申出をしたとき(当該申出のあった再生債権である社債等について次項の規定による申出名義の変更を受けた場合を含む。)。

本約款の変更に関する規定に従い、法人を継続することができる。

第四節 再生計画の認可等

(再生計画の認可又は不認可の決定)

第百七十四条 再生計画案が可決された場合に可の決定をする。

裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、再生計画不認可の決定をする。

一、再生手続又は再生計画が法律の規定に違反し、かつ、その不備を補正することができないものであるとき。ただし、再生手続が法律の規定に違反する場合において、当該違反の程度が軽微であるときは、この限りでない。

二、再生計画が遂行される見込みがないとき。

三、再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至つたとき。

四、再生計画の決議が再生債権者の一般の利益に反するとき。

五、第百十五条第一項本文に規定する者及び労働組合等は、再生計画案を認可すべきかどうかについて、意見述べることができる。

四、再生計画の決議が再生債権者の一般の利益に反するとき。

五、前項に規定する場合には、同項の決定があつた旨を労働組合等に通知しなければならない。

(約定劣後再生債権の届出がある場合における認可等の特則)

第百七十四条の二 第百七十二条の三第二項本文の規定により再生計画案の決議を再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれている場合において、再生債権を有する者のいざれかについて同条第一項各号のいずれかに掲げる同意を得られなかつたため再生計画案が可決されなかつたときにおいても、裁判所は、再生計画案を変更し、その同意が得られなかつた種類の債権を有する者のために、破産手続が開始された場合に配当を受けることが見込まれる額を支払うことその他これに準じて公正かつ平衡に当該債権を有する者を保護する条項を定めて、再生計画の認可の決定をすることができる。

二、第百七十二条の三第二項本文の規定により再生計画案の決議を再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれてい行うべき場

合において、再生計画案について、再生債権を有する者は又は約定劣後再生債権を有する者のいざれかについて同条第一項各号のいずれかに掲げる同意を得られないことが明らかなものがあるときは、裁判所は、再生計画案の作成者の申立てにより、あらかじめ、その同意を得られないことが明らかなる種類の債権を有する者のため前に規定する条項を定めて、再生計画案を作成することを許可することができる。この場合において、その同意を得られないことが明らかな種類の債権を有する者は、当該再生計画案の決議において議決権を行使することができない。

三、前項の申立てがあつたときは、裁判所は、申立て人及び同意を得られないことが明らかな種類の債権を有する者のうち一人以上の意見を聴かなければならぬ。

(再生計画認可の決定等に対する即時抗告)

第百七十五条 再生計画の認可又は不認可の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

二、前項の規定にかかるわらず、再生債務者が再生手続開始の時においてその財産をもって約定劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済することができる。

三、前項の規定にかかるわらず、再生債務者が再生手続開始前の罰金等については、前項と同様に規定する。

(届出再生債権者等の権利の変更)

第百七十九条 再生計画認可の決定が確定したときは、届出再生債権者及び第百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債権を有する再生債権者の権利は、再生計画の定めに従い、変更される。

二、前項に規定する再生債権者は、その有する債権が確定している場合に限り、再生計画の定めによつて認められた権利を行使することができない。

三、前項の規定にかかるわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

(届出再生債権者等の権利の変更)

第百八十二条 再生債権者が第五十三条第一項の規定による担保権を有する場合には、その行使に際して弁済が完了した場合は、弁済を除く。(免除を除く)をすることができない。

二、前項の規定による抗告の許可の申立てについて準用する。

(再生計画の効力範囲)

第百七十七条 再生計画は、再生債務者、すべての再生債権者及び再生のため債務を負担し、又は担保を提供する者のために、かつ、それらの者に対しても効力を有する。

二、再生計画は、別除権者が有する第五十三条第一項に規定する担保権、再生債権者が再生債務者の保証人その他再生債務者と共に債務を負担

する者に對して有する権利及び再生債務者以外の者が再生債権者のために提供した担保に影響を及ぼさない。

(再生債権の免責)

第百七十八条 再生計画認可の決定が確定したときは、再生計画の定め又はこの法律の規定によつて認められた権利を除き、再生債務者は、すべての再生債権について、その責任を免れる。

二、前項の規定にかかるわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

三、前項第三号の規定により変更された後の権利については、再生計画で定められた弁済期間が満了する時(その期間の満了前に、再生計画に基づく弁済が完了した場合又は再生計画が取り消された場合にあつては弁済が完了した時又は再生計画が取り消された時)までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く)をすることができない。

二、前号の決定後に生じた再生債権についた再生債務者が同項の規定による記載をしなかつたもの

三、第九十五条第四項に規定する決定前に消滅しない事由により債権届出期間内に届出をする場合において、その事由が作成することを許可することができる。この場合において、その同意を得られないことが明らかな種類の債権を有する者は、当該再生計画案の決議において議決権を行使することができない。

二、前項の規定により変更された後、権利の届出がない場合における記載をしなかつたもの

三、前項第三号の規定により変更された後の権利については、再生計画で定められた弁済期間が満了する時(その期間の満了前に、再生計画に基づく弁済が完了した場合又は再生計画が取り消された場合にあつては弁済が完了した時又は再生計画が取り消された時)までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く)をすることができない。

二、前項の規定による抗告の許可の決定が確定した場合には、再生手続開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

三、前項の規定にかかるわらず、再生債権者表に記載しなければならない。

(再生計画の条項の再生債権者表への記載等)

第百八十条 再生計画認可の決定が確定したときは、裁判所書記官は、再生計画の条項を再生債権者表に記載しなければならない。

二、前項の場合には、再生債権に基づき再生計画の定めによって認められた権利については、その再生債権者表の記載は、再生債務者、再生債権者表に記載しなければならない。

二、前項の場合は、再生債権に基づき再生計画の定めによって認められた権利については、その再生債権者表の記載は、再生債務者、再生債権者表に記載しなければならない。

二、前項の場合には、再生債権に基づき再生計画の定めによって認められた権利については、その再生債権者表の記載は、再生債務者、再生債権者表に記載しなければならない。

二、前項の場合には、再生債権に基づき再生計画の定めによって認められた権利については、その再生債権者表の記載は、再生債務者、再生債権者表に記載しなければならない。

二、前項の場合には、再生債権に基づき再生計画の定めによって認められた権利については、その再生債権者表の記載は、再生債務者、再生債権者表に記載しなければならない。

二、前項の場合には、再生債権に基づき再生計画の定めによって認められた権利については、その再生債権者表の記載は、再生債務者、再生債権者表に記載しなければならない。

二、前項の場合には、再生債権に基づき再生計画の定めによって認められた権利については、その再生債権者表の記載は、再生債務者、再生債権者表に記載しなければならない。

二、前項の場合には、再生債権に基づき再生計画の定めによって認められた権利については、その再生債権者表の記載は、再生債務者、再生債権者表に記載しなければならない。

(届出のない再生債権等の取扱い)

第百八十二条 再生計画認可の決定が確定したときは、次に掲げる再生債権(約定劣後再生債権を除く。)は、第一百五十六条の一般的基準に従い、

一、再生債権者がその責めに帰することができない事由により債権届出期間内に届出をする場合において、その事由が作成することを許可することができる。この場合において、その同意を得られないことが明らかな種類の債権を有する者は、当該再生計画案の決議において議決権を行使することができない。

二、前号の決定後に生じた再生債権についた再生債務者が同項の規定による記載をしなかつたもの

三、第九十五条第四項に規定する決定前に消滅しない事由により債権届出期間内に届出をする場合において、その事由が作成することを許可することができる。この場合において、その同意を得られないことが明らかな種類の債権を有する者は、当該再生計画案の決議において議決権を行使することができない。

二、前項の規定により変更された後、権利の届出がない場合における記載をしなかつたもの

三、前項第三号の規定により変更された後の権利については、再生計画で定められた弁済期間が満了する時(その期間の満了前に、再生計画に基づく弁済が完了した場合又は再生計画が取り消された場合にあつては弁済が完了した時又は再生計画が取り消された時)までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く)をすることができない。

二、前項の規定による抗告の許可の決定が確定した場合には、再生手続開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

三、前項の規定にかかるわらず、再生債権者表に記載しなければならない。

(別除権者の再生計画による権利の行使)

第百八十二条 再生債権者が第五十三条第一項の規定による担保権を有する場合には、その行使に際して弁済が完了した場合は、弁済を除く。(免除を除く)をすることができない。

二、前項の規定による抗告の許可の決定が確定した場合には、再生手続開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

三、前項の規定にかかるわらず、再生債権者表に記載しなければならない。

(別除権者の再生計画による権利の行使)

第百八十二条 再生債権者が第五十三条第一項の規定による担保権を有する場合には、その行使に際して弁済が完了した場合は、弁済を除く。(免除を除く)をすることができない。

二、前項の規定による抗告の許可の決定が確定した場合には、再生手続開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

三、前項の規定にかかるわらず、再生債権者表に記載しなければならない。

(別除権者の再生計画による権利の行使)

第百八十二条 再生債権者が第五十三条第一項の規定による担保権を有する場合には、その行使に際して弁済が完了した場合は、弁済を除く。(免除を除く)をすることができない。

二、前項の規定による抗告の許可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

三、前項の規定にかかるわらず、再生債権者表に記載しなければならない。

(別除権者の再生計画による権利の行使)

第百八十二条 再生債権者が第五十三条第一項の規定による担保権を有する場合には、その行使に際して弁済が完了した場合は、弁済を除く。(免除を除く)をすることができない。

二、前項の規定による抗告の許可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

三、前項の規定にかかるわらず、再生債権者表に記載しなければならない。

(別除権者の再生計画による権利の行使)

第百八十二条 再生債権者が第五十三条第一項の規定による担保権を有する場合には、その行使に際して弁済が完了した場合は、弁済を除く。(免除を除く)をすることができない。

二、前項の規定による抗告の許可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

三、前項の規定にかかるわらず、再生債権者表に記載しなければならない。

は、認可された再生計画の定めによつて、株式の併合をすることができる。この場合においては、会社法第二百六十三条、第二百七十三条、第二百八十三条の四及び第二百八十二条の五の規定は、適用しない。

前項の場合には、会社法第二百三十五条第二項において準用する同法第二百三十四条第二項の許可の申立てに係る事件は、再生裁判所が管轄する。

第二百五十四条第三項の規定により再生計画において資本金の額の減少に関する条項を定めたときは、認可された再生計画の定めによつて、資本金の額の減少をすることができる。この場合においては、会社法第四百四十九条及び第七百四十条の規定は、適用しない。

前項の場合には、会社法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号の規定にかかるわらず、資本金の額の減少について、その無効の訴えを提起することができない。

第二百五十四条第三項の規定により再生計画において再生債務者が発行することができる株式の総数についての定款の変更に関する条項を定めたときは、定款は、再生計画認可の決定が確定した時に再生計画の定めによつて変更され

る。

第二項、第四項又は前項の規定により、認可された再生計画の定めによる株式の併合、資本金の額の減少又は定款の変更があつた場合には、当該事項に係る登記の申請書には、再生計画認可の裁判書の附本又は抄本を添付しなければならない。

(再生計画を引き受けける者の募集に関する条項を定めた場合の取扱い)

第二百八十三条の二 第二百五十四条第四項の規定により再生計画において募集株式を引き受けける者の募集に関する条項を定めたときは、会社法第二百九十九条第二項の規定にかかるわらず、取締役の決定(再生債務者が取締役会設置会社である場合においては、取締役会の決議)によつて、同項に規定する募集事項を定めることができ

る。この場合においては、同条第四項並びに同法第二百四条第二項及び第二百五条第二項の規定は、適用しない。

第二百二十六条 第三百三十五条第二項に規定する会社法第二百一条第三項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

第一項の募集株式を引き受けける者の募集による変更の登記の申請書には、再生計画認可の裁

判書の附本又は抄本を添付しなければならない。(中止した手続等の失効)

第二百八十四条 再生計画認可の決定が確定したときは、第三十九条第一項の規定により中止した手續又は処分は、その効力を失う。ただし、同条第二項の規定により続行された手續又は処分については、この限りでない。

(不認可の決定が確定した場合の再生債権者表の記載の効力)

第二百八十五条 再生計画不認可の決定が確定したときは、確定した再生債権については、再生債権者表の記載は、再生債務者に対し、確定判決と同一の効力を有する。ただし、再生債務者が同一の効力を有する。ただし、再生債務者が

前項の場合には、再生債権者は、再生債務者に対する異議を述べたときは、この限りでない。

第二百八十六条 再生計画認可後の手続

(再生計画の遂行)

前項に規定する場合において、監督委員が選任されているときは、再生債権者等は、速やかに、再生計画を遂行しなければならない。

第二百八十七条 再生手続終結の決定

前項に規定する場合において、監督委員が選任されているときは、当該監督委員は、再生債権者等は、速やかに、再生計画を遂行しなければならない。

第二百八十八条 裁判所は、再生計画認可の決定が確定したときは、監督委員又は管財人が選任されている場合を除き、再生手続終結の決定をしなければならない。

裁判所は、監督委員が選任されている場合において、再生計画が遂行されたとき、又は再生計画認可の決定が確定した後三年を経過したときは、再生債務者若しくは監督委員の申立てにより又は職権で、再生手続終結の決定をしなければならない。

第二百八十九条 裁判所は、管財人が選任されている場合において、再生計画が遂行されたとき、又は再生計画が遂行されることが確実であると認めるに至ったときは、再生債務者若しくは管財人の申立てにより又は職権で、再生手続終結の決定をしなければならない。

裁判所は、監督命令及び管理命令は、再生手続終結の決定があつたときは、その効力を失う。

第二百九十条 裁判所は、再生手続終結の決定があつたときは、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

第二百九十二条 (再生計画の取消し)

前項の規定によつて、次の場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、裁判所は、再生債権者の申立てにより、再生計画取消しの決定を立てるべきことを命ずることができない。

第二百九十三条 (再生計画の取消し)

前項の規定によつて、次の場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、裁判所は、再生債権者の申立てにより、再生計画取消しの決定を立てるべきことを命ずることができない。

第二百九十四条 (再生計画の取消し)

前項の規定によつて、次の場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、裁判所は、再生債権者の申立てにより、再生計画取消しの決定を立てるべきことを命ずることができない。

第二百九十五条 (再生計画の取消し)

前項の規定によつて、次の場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、裁判所は、再生債権者の申立てにより、再生計画取消しの決定を立てるべきことを命ずことができない。

第二百九十六条 (再生計画の取消し)

前項の規定によつて、次の場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、裁判所は、再生債権者の申立てにより、再生計画取消しの決定を立てるべきことを命ずことができない。

第二百九十七条 (再生計画の取消し)

前項の規定によつて、次の場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、裁判所は、再生債権者の申立てにより、再生計画取消しの決定を立てるべきことを命ずことができない。

第二百九十八条 (再生計画の取消し)

前項の規定によつて、次の場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、裁判所は、再生債権者の申立てにより、再生計画取消しの決定を立てるべきことを命ずことができない。

終了前に限り、再生債務者、管財人、監督委員又は届出再生債権者の申立てにより、再生計画を変更することができる。

第二百九十九条 再生手続開始の決定

前項の規定により再生手続開始の決定をしたときは、同項の行為をしたこと。

第三百一十条 第三百三十五条第二項に規定する監督委員の同意を得ない場合

前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の行為をしたときは、同項の行為をしたこと。

第三百一十一条 第三百三十五条第二項に規定する監督委員の同意を得ない場合

前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の行為をしたときは、同項の行為をしたこと。

第三百一十二条 第三百三十五条第二項に規定する監督委員の同意を得ない場合

前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の行為をしたときは、同項の行為をしたこと。

第三百一十三条 第三百三十五条第二項に規定する監督委員の同意を得ない場合

前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の行為をしたときは、同項の行為をしたこと。

第三百一十四条 第三百三十五条第二項に規定する監督委員の同意を得ない場合

前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の行為をしたときは、同項の行為をしたこと。

第三百一十五条 第三百三十五条第二項に規定する監督委員の同意を得ない場合

前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の行為をしたときは、同項の行為をしたこと。

第三百一十六条 第三百三十五条第二項に規定する監督委員の同意を得ない場合

前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の行為をしたときは、同項の行為をしたこと。

第三百一十七条 第三百三十五条第二項に規定する監督委員の同意を得ない場合

前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の行為をしたときは、同項の行為をしたこと。

第三百一十八条 第三百三十五条第二項に規定する監督委員の同意を得ない場合

前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の行為をしたときは、同項の行為をしたこと。

第三百一十九条 第三百三十五条第二項に規定する監督委員の同意を得ない場合

前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の行為をしたときは、同項の行為をしたこと。

第三百二十条 第三百三十五条第二項に規定する監督委員の同意を得ない場合

前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の行為をしたときは、同項の行為をしたこと。

第三百二十一 第三百三十五条第二項に規定する監督委員の同意を得ない場合

前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の行為をしたときは、同項の行為をしたこと。

第三百二十二 第三百三十五条第二項に規定する監督委員の同意を得ない場合

前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の行為をしたときは、同項の行為をしたこと。

第三百二十三 第三百三十五条第二項に規定する監督委員の同意を得ない場合

前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の行為をしたときは、同項の行為をしたこと。

第三百二十四 第三百三十五条第二項に規定する監督委員の同意を得ない場合

前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の行為をしたときは、同項の行為をしたこと。

第三百二十五 第三百三十五条第二項に規定する監督委員の同意を得ない場合

前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の行為をしたときは、同項の行為をしたこと。

- 2 第一百八十五条の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第一項の破産手続開始の決定に係る破産手続においては、再生債権であつた破産債権については、その破産債権の額は、従前の再生債権の額から同項の再生計画により弁済を受けた額を控除した額とする。
- 4 前項の破産手続においては、同項の破産債権については、第一項の再生計画により弁済を受けた場合であつても、従前の再生債権の額をもつて配当の手続に参加することができる債権の額とみなし、破産財团に当該弁済を受けた額を加算して配当率の標準を定める。ただし、当該破産債権を有する破産債権者は、他の同順位の破産債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の配当を受けるまでは、配当を受けることができる。
- 5 第一項の破産手続開始の決定がされたときは、再生債務者が再生手続終了後に再生計画によらずに再生債権者に対してした担保の供与は、その効力を失う。
- 6 新たな再生手続においては、再生債権者は、再生債権について第一項の再生計画により弁済を受けた場合であつても、その弁済を受ける前も債権の全部をもつて再生手続に参加することができる。
- 7 新たな再生手続においては、前項の規定により再生手続に参加した再生債権者は、他の再生債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済を受けるまでは、弁済を受けることができない。
- 8 新たな再生手続においては、第六項の規定により再生手続に参加した再生債権者は、第一項の再生計画により弁済を受けた債権の部分については、議決権を使用することができない。
- 9 新たな再生手続においては、従前の再生手続における共益債権は、共益債権とみなす。
- (再生計画認可前の手続廃止)
- 第九章 再生手続の廃止**
- 第一百九十二条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。
- (再生計画認可前の手続廃止)
- 第一百九十三条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。
- (再生計画認可前の手続廃止)

- 三 再生計画案が否決されたとき、又は第一百七十二条の五第一項本文及び第四項の規定により債権者集会の続行期日が定められた場合において、同条第二項及び第三項の規定に適合する期間内に再生計画案が可決されないと認定された場合には、再生手続廃止の決定をした裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。
- 第一百九十二条** 債権届出期間の経過後再生計画認可の決定の確定前において、第二十一条第一項に規定する再生手続開始の申立ての事由のないことが明らかになったときは、裁判所は、再生債務者、管財人又は届出再生債権者の申立てにより、再生手続廃止の決定をしなければならない。
- 2 前項の申立てをする場合には、申立て人は、再生手続廃止の原因となる事実を疎明しなければならない。
- (再生債務者の義務違反による手続廃止)
- 第一百九十三条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、監督委員若しくは管財人の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をすることができる。
- 1 再生債務者が第三十条第一項の規定による裁判所の命令に違反した場合
- 2 再生債務者が第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項の規定に違反し、又は第五十四条第二項に規定する監督委員の同意を得ないで同項の行為をした場合
- 3 再生債務者が第一百一条第五項又は第三百三十一条の規定により裁判所が定めた期限までに認否書を提出しなかつた場合
- 4 前項の決定をする場合には、再生債務者を審尋しなければならない。
- (再生計画認可後の手続廃止)
- 第一百九十四条** 再生計画認可の決定が確定した後に再生計画が遂行される見込みがないことが明らかなときは、裁判所は、再生債務者等若しくは監督委員の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。
- (再生手続廃止の公示等)
- 2 前項の決定に対しては、即時抗告ができる。

- 3 第百七十五条第三項の規定は、前項の即時抗告並びにこれについての決定に対する第十八条において準用する民事訴訟法第三百三十六条の規定により変更する再生計画の条項をいう。
- 4 第百八十五条の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 第一項の決定は、確定しなければその効力を生じない。
- 6 第百八十五条の規定は、前項第三号に規定する再生手続廃止の決定が確定した後にされた再生手続廃止は、再生手続の遂行及びこの法律の規定によって生じた効力に影響を及ぼさない。
- 7 第百八十五条の規定は、前項又は第一百九十三条第一項に規定する再生手続廃止の決定が確定した後に再生手続廃止の決定が確定した後に再生手続廃止の決定が確定した場合を除く)について、第百八十八条第四項の規定は、第一項の決定が確定した場合について準用する。
- 第十章 住宅資金貸付債権に関する特別則**
- (定義)
- この章、第十二章及び第十三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 住宅 個人である再生債務者が所有し、自己の居住の用に供する建物であつて、その床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるものをいう。ただし、当該建物が二以上ある場合には、これらの中のうち、再生債務者が主として居住の用に供する一の建物に限る。
- 二 住宅の敷地 住宅の用に供されている土地又は当該土地に設定されている地上権をいいう。
- 三 住宅資金貸付債権 住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む)又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る分割払のためのある再生債権であつて、当該債権又は当該債権に係る債務の保証人(保証を業とする者に限る。以下「保証会社」という。)の主たる債務者に対する求償権を担保するための抵当権が住宅に設定されているものをいう。
- 四 住宅資金特別条項 再生債権者の有する住宅資金貸付債権の全部又は一部を、第一百九十九条第一項から第四項までの規定するところ
- 3 裁判所は、再生手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。
- (再生手続廃止の公示等)
- 2 前項の決定に対しては、即時抗告ができる。
- 3 第百七十五条第三項の規定は、前項の即時抗告並びにこれについての決定に対する第十八条において準用する民事訴訟法第三百三十六条の規定により変更する再生計画の条項をいう。
- 4 第百八十五条の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 第一項の決定は、確定しなければその効力を生じない。
- 6 第百八十五条の規定は、前項第三号に規定する再生手続廃止の決定が確定した後に再生手続廃止の決定が確定した後に再生手続廃止の決定が確定した場合を除く)について、第百八十八条第四項の規定は、第一項の決定が確定した場合について準用する。
- 7 第百八十五条の規定は、前項又は第一百九十三条第一項に規定する再生手続廃止の決定が確定した後に再生手続廃止の決定が確定した後に再生手続廃止の決定が確定した場合を除く)について、第百八十八条第四項の規定は、第一項の決定が確定した場合について準用する。
- 第百九十七条** 裁判所は、再生手続開始の申立てに規定する担当権で当該担当権に後れるものが存するときは、この限りでない。
- 2 保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合において、当該保証債務の全部を履行した日から六ヶ月を経過する日までの間に再生手続開始の申立てがされたときは、第二百四条第一項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなる者の権利について、住宅資金特別条項を定めることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 3 第一項に規定する住宅資金貸付債権を有する再生債権者又は第二百四条第一項本文の規定に

住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可又は不認可の決定があつたときは、住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けることとされる者で再生債権の届出をしていないものに対して、その主文及び理由の要旨を記載した書面を送達しなければならない。

5 住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決された場合には、第百七十四条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第二百三条 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可が確定したときは、第百七十七条（住宅資金特別条項を定めた再生計画の効力等）

第二項の規定は、住宅及び住宅の敷地に設定されてゐる第百九十六条第三号に規定する抵当権並びに住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けた者が再生債権者の保証人その他再生債務者と共に債務を負担する者に対する有する権利については、適用しない。この場合において、再生債務者が連帶債務者の一人であるときは、他の連

2 住宅資金特別条項による期限の猶予は、他の連

帶債務者に対しても効力を有する。

3 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可が確定したときは、住宅資金特別条項によつて変更された後の権利については、住宅資金特別条項において、期限の利益の喪失についての定めその他の住宅資金貸付契約における定めと同一の定めがされたものとみなす。ただし、第百九十九条第四項の同意を得て別段の定めをすることを妨げない。

4 住宅資金特別条項によつて変更された後の権利については前項の規定により読み替えて適用される第百八十二条第二項の規定を、住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けた者については第百八十二条の規定を適用しない。

（保証会社が保証債務を履行した場合の取扱い）
第二百四条 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可が確定した場合において、保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行し

ていたときは、当該保証債務の履行は、なかつたものとみなす。ただし、保証会社が当該保証債務を履行したことにより取得した権利に基づき再生債権者としてした行為に影響を及ぼさない。

2 前項本文の場合において、当該認可の決定の確定前に再生債務者が保証会社に対して同項の保証債務に係る求償権についての弁済を行つたときは、再生債務者は、同項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなつた者に對して、当該弁済をした額につき当該住宅資金貸付債権についての弁済をすることを要しない。

（この場合において、保証会社は、当該弁済を受けた額を同項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなつた者に対して交付しなければならない。）

（査定の申立てがされなかつた場合等の取扱い）
第二百五条 第百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権についての第五十五条第一項に規定する査定の申立てが同条第二項の不変期間内にされなかつた場合（第百七条及び第百九条の場合を除く。）、第二百条第二項の規定により同項本文の異議が効力を失つた場合及び保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合には、住宅資金特別条項については、第百五十七条、第百五十九条、第百六十四条第二項後段及び第百七十九条の規定は、適用しない。

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可が確定したときは、前項に規定する場合（保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合を除く。）における当該住宅資金貸付債権を有する再生債権者の権利及び前条では、これららの規定中「再生計画（住宅資金特別条項を除く。）で定められた弁済期間」と「再生計画（住宅資金特別条項を除く。）に基づく弁済」とあるのは「再生計画（住宅資金特別条項を除く。）に基づく弁済」とする。

3 住宅資金特別条項によつて変更された後の権利については前項の規定により読み替えて適用される第百八十二条第二項の規定を、住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けた者については第百八十二条の規定を適用しない。

4 住宅資金特別条項によつて変更された後の権利については前項の規定により読み替えて適用される第百八十二条第二項の規定を、住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けた者については第百八十二条の規定を適用しない。

（保証会社が保証債務を履行した場合の取扱い）
第二百四条 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可が確定した場合において、保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行し

が到来した当該権利の全部又は一部について履行を受けていないものに限り、することができる。手続開始の申立てをした場合において、包括的禁止命令又はこれを変更し、若しくは取り消す旨の決定があつたときはその主文を、再生手続開始の決定があつたときは第三十五条第一項の規定に七項ただし書及び第百九十条第一項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「再生債権者が再生計画によつて得た権利」とあるのは、「再生債権者が再生計画によつて得た権利」及び第二百四条第一項本文の規定により生じた効力」とする。

2 第一百一章 外国倒産処理手続がある場合の特則（外国管財人の協力）

（第二百七条）再生債務者等は、再生債務者についての外国倒産処理手続（外国で開始された手続で、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下同じ。）がある場合には、外国管財人（当該外国倒産処理手続において再生債務者の財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。以下同じ。）に対し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供を求めるものとする。

2 前項に規定する場合には、再生債務者等は、外国管財人に対し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

（再生手続の開始原因の推定）
第二百八条 再生債務者についての外国倒産処理手続がある場合には、当該再生債務者に再生手続開始の原因となる事実があるものと推定する。

（再生手続の開始原因の推定）
第二百八条 再生債務者についての外国倒産処理手続がある場合には、当該再生債務者に再生手続開始の原因となる事実があるものと推定する。

2 再生債務者等は、届出再生債権者（第一百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債権を有する者を含む。次項において同じ。）で、再生債務者等は、届出再生債権者についての外国倒産処理手続に参加していないものを代理して、当該外国倒産処理手続に参加することができる。

3 再生債務者等は、前項の規定による参加をした場合には、その代理する届出再生債権者のために、外国管財人は、その代理する届出再生債権者に再生手続に属する一切の行為をすることができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の届出再生債権者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該届出再生債権者の授権がなければならない。

2 第一百一章 簡易再生及び同意再生に関する特則

（第一節 簡易再生）
第二百九条 外国管財人は、第二十一条第一項前段に規定する場合には、再生債務者について再生手続開始の申立てをすることができる。この場合における第三十三条第一項の規定の適用については、同項中「第二十一条」とあるのは、「第二百九条第一項前段」とする。

3 外国管財人は、再生手続において、再生手続の申立てがあつたときは、簡易再生の決定の申立てがあつたときは、簡易再生の決定の手続を経ない旨の決定をいう。（以下同じ。）をする。

（第二節 簡易再生）
第二百十一条 裁判所は、債権届出期間の経過後一般調査期間の開始前において、再生債務者等の申立てがあつたときは、簡易再生の決定（再生債権の調査及び確定の手続を経ない旨の決定をいう。以下同じ。）をする。

2 外国管財人は、再生債務者の再生手続において、再生債務者等の申立ては、届出再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の五分の三以上に当たる債権を有する届出再生債権者が、書面により、再生債務者等が提出した再生

計画案について同意し、かつ、第四章第三節に定める再生債権の調査及び確定の手続を経ないことについて同意している場合に限り、することができる。

4 第一項の規定により外国管財人が再生手続開始の申立てをした場合において、包括的禁止命令又はこれを変更し、若しくは取り消す旨の決定があつたときは第三十五条第一項の規定により公告すべき事項を、第三十四条第一項の規定により定めた期間に変更を生じたときはその旨を、再生手続開始の決定があつたときはその主文を、それぞれ外国管財人が届け出をしていない再生債務者についての外國倒産処理手続に参加しているものを代理して、再生債務者の再生手続に参加することができる。ただし、当該外国の法令によりその権限を有する場合に限る。

2 再生債務者等は、届出再生債権者（第一百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債権を有する者を含む。次項において同じ。）で、再生債務者等は、届出再生債権者についての外国倒産処理手続に参加していないものを代理して、当該外国倒産処理手続に参加することができる。

3 再生債務者等は、前項の規定による参加をした場合には、その代理する届出再生債権者のために、外国管財人は、その代理する届出再生債権者に再生手続に属する一切の行為をすることができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の届出再生債権者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該届出再生債権者の授権がなければならない。

2 第一百一章 簡易再生及び同意再生に関する特則

（第一節 簡易再生）
第二百九条 外国管財人は、第二十一条第一項前段に規定する場合には、再生債務者について再生手続開始の申立てをすることができる。この場合における第三十三条第一項の規定の適用については、同項中「第二十一条」とあるのは、「第二百九条第一項前段」とする。

3 外国管財人は、再生手続において、再生手続の申立てがあつたときは、簡易再生の決定の手続を経ない旨の決定をいう。（以下同じ。）をする。

2 第一百一章 簡易再生及び同意再生に関する特則

（第一節 簡易再生）
第二百十一条 裁判所は、債権届出期間の経過後一般調査期間の開始前において、再生債務者等の申立てがあつたときは、簡易再生の決定（再生

債権の調査及び確定の手続を経ない旨の決定をいう。以下同じ。）をする。

2 外国管財人は、再生債務者の再生手続において、再生債務者等の申立ては、届出再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の五分の三以上に当たる債権を有する届出再生債権者が、書面により、再生債務者等が提出した再生

計画案について同意し、かつ、第四章第三節に定める再生債権の調査及び確定の手続を経ないことについて同意している場合に限り、することができる。

- 2 前項の申立てをする場合には、再生債務者等は、労働組合等にその旨を通知しなければならない。裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、同項後段の再生計画案について第百七十四条第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該申立てを却下しなければならない。
- 3 第一項後段の再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合における同項後段及び前項の規定の適用については、第一項後段中「届出再生債務者の総債権」とあるのは、「届出再生債務者の債権（第一百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権又は保証会社の住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権で、届出があつたものを除く。）の全部」と、「債権を有する届出再生債務者」とあるのは、「当該債権を有する届出再生債務者」と、前項中「第七十四条第二項各号（第三号を除く。）」とあるのは、「第二百二条第二項各号（第四号を除く。）」とする。
- 4 第一項後段の再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合における同項後段及び前項の規定の適用については、第一項後段中「届出再生債務者の総債権」とあるのは、「届出再生債務者の債権（第一百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権又は保証会社の住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権で、届出があつたものを除く。）の全部」と、「債権を有する届出再生債務者」とあるのは、「当該債権を有する届出再生債務者」と、前項中「第七十四条第二項各号（第三号を除く。）」とあるのは、「第二百二条第二項各号（第四号を除く。）」とする。
- 5 簡易再生の決定が確定した場合には、第四十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により中断した手続は、再生債務者等においてこれを受け継がなければならぬ。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

- 2 簡易再生の決定が確定した場合には、第四十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により中断した手續は、再生債務者等においてこれを受け継がなければならぬ。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。
- 3 簡易再生の決定が確定した場合には、第四十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により中断した手續は、再生債務者等においてこれを受け継がなければならぬ。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。
- 4 第二百一十二条 簡易再生の決定があつた場合には、一般調査期間に関する決定は、その効力を失う。
- 5 簡易再生の決定が確定した場合には、第四十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により中断した手續は、再生債務者等においてこれを受け継がなければならぬ。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。
- 2 裁判所は、簡易再生の決定と同時に、議決権行使の方法としての第百六十九条第二項第一号に掲げる方法及び第一百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により議決権の不統一行使をする場合における裁判所に対する通知の期限を定めて、前条第一項後段の再生計画案を決議に付する旨の決定をしなければならない。
- 3 簡易再生の決定があつた場合には、その主文、前条第一項後段の再生計画案について決議をするための債権者集会の期日、前項に規定する期限及び当該再生計画案を公告するとともに、これらの事項を第百十五条第一項本文に規定する者に通知しなければならない。この場合においては、当該債権者集会の期日を労働組合等に通知しなければならない。
- 4 前項の債権者集会については、第百十五条第一項から第四項までの規定は適用しない。
- 5 簡易再生の決定があつた場合における第百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第二項中「第百六十九条第二項前段」とあるのは、「第二百十二条第二項」とする。

- 2 簡易再生の決定があつた場合には、その主文、前条第一項後段の再生計画案について決議をするための債権者集会の期日、前項に規定する期限及び当該再生計画案を公告するとともに、これらの事項を第百十五条第一項本文に規定する者に通知しなければならない。この場合においては、当該債権者集会の期日を労働組合等に通知しなければならない。
- 3 簡易再生の決定があつた場合には、その主文、前条第一項後段の再生計画案について決議をするための債権者集会の期日、前項に規定する期限及び当該再生計画案を公告するとともに、これらの事項を第百十五条第一項本文に規定する者に通知しなければならない。この場合においては、当該債権者集会の期日を労働組合等に通知しなければならない。
- 4 第二百一十三条 簡易再生の決定が確定したときは、この限りでない。
- 5 第二百一十五条 簡易再生の決定があつた場合において、再生計画認可の決定が確定したときは、すべての再生債務者の権利（約定劣後再生債務者の届出がない場合における約定劣後再生債務権及び再生手続開始前の罰金等を除く。）は、第百五十六条の一般的基準に従い、変更される。
- 2 前項に規定する場合における第百八十二条、第一百八十九条第三項及び第二百六条第一項の規定の適用については、第百八十二条中「認可さ

- 2 簡易再生の決定が確定したときは、この限りでない。
- 3 第二百一十七条 裁判所は、債権届出期間の経過後第一項後段に規定する同意を撤回する旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。
- 4 第二百一十五条 簡易再生の決定があつた場合において、再生計画認可の決定が確定したときは、すべての再生債務者の権利（約定劣後再生債務権の届出がない場合における約定劣後再生債務権及び再生手続開始前の罰金等を除く。）は、第百五十六条の一般的基準に従い、変更される。
- 5 第二百一十八条 前条第一項の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることはできる。前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- 6 第二百七十四条第三項及び第二百二条第二項の規定は第一項の申立てについて、第二百七十四条第五項及び第二百十二条第一項の規定は同意再生の決定があつたときは、同意再生の決定（再生の決定があつたときは、同意再生の決定（再生債務者の調査及び確定の手続並びに再生債務者等が提出した再生計画案の決議を経ない旨の決定をいう。以下同じ。））をする。この場合において、再生債務者等の申立ては、すべての届出再生債務者が、書面により、再生債務者等が提出した再生計画案について同意し、かつ、第四章第三節に定める再生債務者の調査及び確定の手続を経ないことについて同意している場合に限り、することができる。
- 7 裁判所は、財産状況報告集会における再生債務者による報告又は第百二十五条第一項の報

再生債務者の保証人その他再生債務者と共に債務を負担する者に対して有する権利及び再生債務者以外の者が再生債権のために提供した担保に影響を及ぼさない。

再生計画が住宅資金特別条項を定めたものである場合における第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「届出再生債権者」とあるのは「届出再生債権者及び住宅資金特別条項によって権利の変更を受けた者」と、第三項によつて権利の変更を受けた者」と、第三項中「及び届出再生債権者」とあるのは「届出再生債権者及び住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けた者」とする。第六項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一項第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

(再生計画の取消し)

第二百三十六条 小規模個人再生において再生計画認可の決定が確定した場合には、計画弁済総額が、再生計画認可の決定があつた時点で再生債務者につき破産手続が行われた場合における基準債権に対する配当の総額を下回ることが明らかになつたときも、裁判所は、再生債権者の申立てにより、再生計画取消しの決定をすることができる。この場合においては、第二百八十九条第一項の規定を準用する。

(再生手続の廃止)

第二百三十七条 小規模個人再生においては、第二百三十条第四項の期間内に再生計画案に同意しない旨を同項の方法により回答した議決権者が、議決権者総数の半数以上となり、又はその合においては、同条第七項の規定を準用する。

2 小規模個人再生において、再生債務者が財産目録に記載すべき財産を記載せず、又は不正の記載をした場合には、裁判所は、届出再生債権者若しくは個人再生委員の申立てにより又は職務で、再生手続廃止の決定をすることができる。この場合においては、第二百九十三条第二項(約定劣後再生債権に係る部分に限る)及び

(通常の再生手続に関する規定の適用除外)
第二百三十八条 小規模個人再生においては、第二百三十九条(約定劣後再生債権に係る部分に限る)及び

だし書、第四十条、第四十条の一(民法第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七の規定により再生債権者の提起した訴訟に係る部分を除く)、第四十二条第二項(約定劣後再生債権に係る部分に限る)、第三章第一節及び第二節、第八十五条第六項、第八十七条第三項、第八十九条第二項及び第九十四条第一項(これらは、第四章第三節(第一百十三条规定から第四項までを除く)及び第四節、第一百二十六条、第六章第二節、第一百五十五条第一項から第三項まで、第一百五十六条(約定劣後再生債権に係る部分に限る)、第一百五十七条规定から第一百五十九条までを除く)、第一百五十九条(約定劣後再生債権に係る部分に限る)、第一百六十三条第二項、第一百六十四条第二項後段、第一百六十五条第一項、第七章第三節(第一百七十二条を除く)、第一百七十四条第一項、第一百七十四条の二、第一百七十五条第二項、第一百八十七条から第一百八十九条まで、第一百八十二条第一項及び第二項、第一百八十五条(第一百八十九条第一項、第一百九十五条第二項及び第一百九十九条第二項及び第一百九十五条第七項において準用する場合を含む)、第一百八十六条第三項及び第四項、第一百八十七条、第一百八十八条、第二百条第二項及び第四項、第二百二条第一項、第二百五十五条第二項並びに第十二章の規定は、適用しない。

第二節 納与所得者等再生

(手続開始の要件等)

第二百三十九条 第二百一十二条第一項に規定する債務者のうち、給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込みがある者であつて、かつ、その額の変動の幅が小さいと見込まれるものには、この節に規定する特則の適用を受ける再生手続(以下「給与所得者等再生」という)を行うことを求めることができる。

2 納与所得者等再生を行うことを求める旨の申述は、再生手続開始の申立ての際(債務者が再生手続開始の申立てをした場合にあつては、再生手続開始の決定があるまで)にしなければならない。

3 再生債務者は、前項の申述をするときは、當該申述が第二百二十二条第一項又は第二百四十四条において準用する第二百二十二条第三項に規定する要件に該当しないことが明らかになつた場合に通常の再生手続による手続の開始を求める意思があるか否か及び第五項各号のいずれかに該当する事由があることが明らかになつた場合に小規模個人再生による手続の開始を求める

二十三條第一項又は第四百二十三条の七の規定により再生債権者の提起した訴訟に係る部分を除く)、第四十二条第二項(約定劣後再生債権に係る部分に限る)、第三章第一節及び第二節、第八十五条第六項、第八十七条第三項、第八十九条第二項及び第九十四条第一項(これらは、第四章第三節(第一百十三条规定から第四項までを除く)及び第四節、第一百二十六条、第六章第二節、第一百五十五条第一項から第三項まで、第一百五十六条(約定劣後再生債権に係る部分に限る)、第一百五十七条规定から第一百五十九条までを除く)、第一百五十九条(約定劣後再生債権に係る部分に限る)、第一百六十三条第二項、第一百六十四条第二項後段、第一百六十五条第一項、第七章第三節(第一百七十二条を除く)、第一百七十四条第一項、第一百七十四条の二、第一百七十五条第二項、第一百八十七条から第一百八十九条まで、第一百八十二条第一項及び第二項、第一百八十五条(第一百八十九条第一項、第一百九十五条第二項及び第一百九十九条第二項及び第一百九十五条第七項において準用する場合を含む)、第一百八十六条第三項及び第四項、第一百八十七条、第一百八十八条、第二百条第二項及び第四項、第二百二十二条第一項、第二百五十五条第二項並びに第十二章の規定は、適用しない。

4 裁判所は、第二項の申述が前項本文に規定する要件に該当しないことが明らかであると認め思がない旨を明らかにしていたときは、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

5 前項に規定する場合のほか、裁判所は、第二項の申述があつた場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があることが明らかであると認めるときは、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

前項に規定する場合のほか、裁判所は、第二項の申述があつた場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があることが明らかであると認めるときは、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

前項に規定する場合のほか、裁判所は、第二項の申述があつた場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があることが明らかであると認めるときは、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

3 納与所得者等再生における第九十五条第四項及び第六十六条第一項ただし書の規定の適用について、かかる再生債務者に対する再生計画案の内容又はその要旨を通知するとともに、再生計画案について次条第二項各号のいずれかに該当する事由がある旨の意見がある者は裁判所の定める期間内にその旨及び当該事由を具体的に記載した書面を提出すべき旨を通知しなければならない。

4 第二百二十五条第一項の報告書の提出がされなければならないとき。

5 前項の決定をした場合には、その旨を公告し、かつ、届出再生債権者に対して、再生計画案の内容又はその要旨を通知するとともに、再生計画案について次条第二項各号のいずれかに該当する事由がある旨の意見がある者は裁判所の定める期間内にその旨及び当該事由を具体的に記載した書面を提出すべき旨を通知しなければならない。

3 納与所得者等再生における第九十五条第四項及び第六十六条第一項ただし書の規定の適用について、かかる再生債務者に対する再生計画案の内容又はその要旨を通知するとともに、再生計画案について次条第二項各号のいずれかに該当する事由がある旨の意見がある者は裁判所の定める期間内にその旨及び当該事由を具体的に記載した書面を提出すべき旨を通知しなければならない。

(再生計画案についての意見聴取)

3 納与所得者等再生における第九十五条第四項及び第六十六条第一項ただし書の規定の適用について、かかる再生債務者に対する再生計画案の内容又はその要旨を通知するとともに、再生計画案について次条第二項各号のいずれかに該当する事由がある旨の意見がある者は裁判所の定める期間内にその旨及び当該事由を具体的に記載した書面を提出すべき旨を通知しなければならない。

4 第二百四十二条第一項に規定する免責許可の決定が確定したこと、当該決定の確定の日

2 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合は、再生計画不認可の決定をする。

1 第百七十四条第二項第一号又は第二号に規定する事由(再生計画が住宅資金特別条項を定めたものである場合については、同項第一号又は第二百二条第二項第二号に規定する事由)があるとき。

二 再生計画が再生債務者の一般的利益に反するとき。
 三 再生計画が住宅資金特別条項を定めたものである場合において、第二百二条第一項第三号に規定する事由があるとき。
 四 再生債務者が、給与若しくはこれに類する定期的な収入を得ている者に該当しないか、又はその額の変動の幅が小さいと見込まれる者に該当しないとき。
 五 第二百三十一条第二項第二号から第五号までに規定する事由のいずれかがあるとき。
 六 第二百三十九条第五項第一号に規定する事由があるとき。
 七 計画弁済総額が、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額から再生債務者及びその扶養を受けるべき者の最低限度の生活を維持するために必要な費用の額を控除した額を一二を乗じた額以上の額であると認めることができないとき。
 イ 再生債務者の給与又はこれに類する定期的な収入の額について、再生計画案の提出前二年間に於ける五年分の「以上の」変動を生ずべき事由が生じた場合 当該事由が生じた時から再生計画案を提出した時までの間の収入の合計額からこれに対する所得税、個人の道府県民税又は都民税、個人の市町村民税又は特別区民税及び森林環境税並びに所得税法において「所得税等」という。に相当する額を控除した額を一年間当たりの額に換算された額が再生債務者が再生計画案の提出前二年間の途中で給与又はこれに類する定期的な収入を得ている者でその額の変動の幅が小さいと見込まれるものに該当することとなつた場合 (イ)に掲げる区分に該当する場合を除く。給与又はこれに類する定期的な収入を得ている者でその額の変動の幅が小さいと見込まれるものに該当することとなつた時から再生計画案を提出した時までの間の収入を得ている者でその額の変動の幅が小

さくと見込まれるものに該当することとなりの額に換算した額ハに掲げる区分に該当する場合ハイ及びロに掲げる区分に該当する場合以外の場合 再生計画案の提出前二年間の再

第二百四十二条 紙と所得者等再生において再生計画認可の決定が確定した場合には、計画弁済総額が再生計画認可の決定があつた時点で再生債務者につき破産手続が行われた場合における基準債権に対する配当の総額を下回り、又は再生計画が前条第二項第七号に該当することが明らかになつたときも、裁判所は、再生債務者の申立てにより、再生計画取消しの決定をすることができる。この場合においては、第百八十九条第二項の規定を準用する。
(再生手続の廃止)

第二百四十三条 紙と所得者等再生において、次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。

一 第二百四十二条第二項各号のいずれにも該当しない再生計画案の見込みがないこととが明らかになつたとき。
 二 裁判所が定めた期間若しくはその伸長した期間内に再生計画案の提出がないとき、又はその期間内に提出された再生計画案に第二百四十二条第二項各号のいずれに該当する事由があるとき。

(小規模個人再生の規定の準用)
第二百四十四条 第二百二十一條第三項から第五項まで、第二百二十二条から第二百二十九条まで、第二百三十二条から第二百三十五条まで及び第二百三十七条第二項の規定は、紙と所得者等再生について準用する。

(通常の再生手続に関する規定の適用除外)
第二百四十五条 紙と所得者等再生においては、第二百三十八条に規定する規定並びに第八十七一条第一項及び第二項、第一百七十二条、第一百七十四条第二項及び第三項、第一百九十二条並びに第二百二条第二項の規定は、適用しない。

第一節 破産手続から再生手続への移行
第二百四十六条 破産管財人は、破産者に再生手続開始の原因となる事実があるときは、裁判所

の届出をした者（当該破産手続において当該の合議体をいう。以下この条において同じ。）の許可を得て、当該破産者について再生手続開始の申立てをすることができる。

裁判所は、前項の規定による決定をしたときは、第三十五条第一項の規定による公告に、再生債務者であつて前項の破産手続において破産債権としての届出があつたものを有する再生債務者は当該再生債権の届出をする旨を知っている再生債務者に通知しなければならない。

第一項の規定による決定があつた場合には、同項の破産手続において破産債権としての届出があつた債権については、当該破産債権とし

ては、適用しない。

前各項の規定は、第一項の再生手続開始の決

定に係る再生手続が小規模個人再生又は給与所

得者等再生である場合には、適用しない。

再生債権の内容及び原因並びに議決権の額、第二百五十三条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、破産債権であつて当該再生手続において再生債権としての届出があつたもの（再生手続開始前の罰金等及び共助対象外國租税の請求権を除く。以下この条において同じ。）を有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

裁判所は、前項の規定による決定をしたときは、破産法第三十二条第一項の規定による公告に、破産債権であつて前項の再生手続において再生債権としての届出があつたものを有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨を掲げ、かつ、その旨を知っている破産債権者に通知しなければならない。

第一項の規定による決定があつた場合には、同項の再生手続において再生債権としての届出があつた債権については、当該再生債権としての届出をした者（当該再生手続において当該届出があつた債権について届出名義の変更を受けた者がある場合にあっては、その者。第六項において同じ。）が、破産法第一百十一条第一項に規定する債権届出期間の初日には、破産債権の届出（同項第四号に掲げる事項の届出を含む。）をしたものとみなす。

前項の場合においては、当該再生債権としての届出があつた債権についての次の各号に掲げる事項の届出の区分に応じ、破産債権の届出をしてそれぞれ当該各号に定める事項の届出をしたものとみなす。

第八十七条第一項第三号ロからニまでに掲げる債権についての第九十四条第一項に規定する再生債権についての議決権の額及び再生債権の原因の届出、破産法第一百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出。

当該再生債権としての届出があつた債権うち前号に掲げる債権以外のものについての第九十四条第一項に規定する再生債権の内容としての額及び再生債権の原因の届出、破産法第一百十一条第一項の額及び原因の届出。

第八十四条第二項各号に掲げる債権についての第九十四条第一項に規定する再生債権の内容の届出、破産法第一百十一条第一項第三号に掲げる劣後の破産債権である旨の届出。

四 第八十七条第一項第一号、第二号又は第三号イに掲げる債権についての第九十四条第一項に規定する再生債権の内容としての額及び再生債権についての議決権の額の届出、届出があつた再生債権の内容としての額から届出があつた再生債権の内容としての額を控除した額に係る部分につき破産法第一百十一条第一項第三号に掲げる劣後の破産債権である旨の届出がある場合においては、相手方もすることはできない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることはできる。

第五 約定劣後再生債権である旨の届出があつた債権についての第九十四条第一項に規定するその旨の届出、破産法第一百十一条第一項第三号に掲げる約定劣後破産債権である旨の届出によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出、破産法第一百十一条第二項第二号に掲げる別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出

六 第九十四条第二項に規定する別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出、破産法第一百十一条第二項各号（第四号を除く。）の規定にかかる前項各号（第四号を除く。）の規定にかかる第一項の訴えに係る訴訟手続について第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、当該訴訟手続は、終了する。

第七 第一百三十七条第六項の規定により中断した同条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破産手続開始前の再生債務者についての再生事件に係るものは、その中断の日から一月（その期間中に第二百五十二条第一項第一号の規定による保全処分等又は第二百五十二条第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係る破産手続における保全処分等がされたいた期間があるときは、当該期間を除く。）以内に第二百五十二条第一項各号に規定する破産手続開始の決定がされていないとときは、終了する。

第八 第一百三十七条の二第一項の規定により引き続き第一項の規定により引き続き第一項の規定に係属するものとされる第二百五十五条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手続は、第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があつたときは、終了するものとす

る。

九 第一百十二条の二第一項の規定により引き続き第一項の規定により引き続き第一項の規定に係属するものとされる第二百五十五条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手續は、第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があつたときは、終了するものとす

る。この場合においては、第二百十二条の二第三項の規定は、適用しない。

十 第四項の規定は、第二百十二条の二第四項の規定により中断した第二百六条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破産手続開始前の再生債務者についての再生事件に係るものについて準用する。

十一 第二百五十四条（否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え等の取扱い）

十二 第二百五十五条（詐欺再生罪）

十三 第二百五十六条（罰則）

行為の相手方となつた者も、再生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一 債務者の財産を隠匿し、又は損壊する行為

二 債務者の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為

三 債務者の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為

四 債務者の財産を債権者が負担する行為

又は債権者に不利益な債務を債務者が負担する行為

五 前項に規定するもののほか、債務者について管理命令又は保全管理命令が発せられたことを認識しながら、債権者を害する目的で、管財人の承諾その他正当な理由がなく、その債務者の財産を取得し、又は第三者に取得させた者も、同項と同様とする。

（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）

六 第二百五十六条（債務者が、再生手続開始の前後を問わず、特定の債権者に対する債務について、他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて債務者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをし、再生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。）

七 第二百五十七条（監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害を加えたときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。）

八 監督委員、調査委員、管財人、保全管理人は個人再生委員（以下この項において「監督委員等」という。）が法人であるときは、前項の規定は、監督委員等の職務を行う役員又は職員に適用する。

（報告及び検査の拒絶等の罪）

九 第二百五十八条（第五十九条第一項各号に掲げる者若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者であつた者が、同項若しくは同項第二項において準用する同条第一項（これららの規定を第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は

1	この法律は、平成十四年四月一日から施行する。 （罰則の適用に関する経過措置）
2	この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
	附 則 （平成一四年五月二九日法律第四 五号）抄
	（施行期日）
1	この法律は、公布の日から起算して一年を超える範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 （平成一四年七月三一日法律第九 八号）抄
	（施行期日）
	この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
	第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定
	（罰則に関する経過措置）
	第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
	（その他の経過措置の政令への委任）
第三十九条	この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
	（その他の経過措置の政令への委任）
第一条	この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。
第二条	この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置
第三条	前条に定めるものほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

2	附 則 （平成一四年七月三一日法律第一 〇〇号）抄
	（施行期日）
	この法律は、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の施行の日から施行する。
	附 則 （平成一四年五月二九日法律第四 五号）抄
	（施行期日）
	この法律は、公布の日から起算して一年を超える範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 （平成一四年七月三一日法律第九 八号）抄
	（施行期日）
	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 （平成一五年八月一日法律第一 三号）抄
	（施行期日）
	この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 （平成一六年六月二日法律第七 六号）抄
	（施行期日）
	この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号）の施行の日から施行する。
	附 則 （平成一六年六月二日法律第七 六号）抄
	（施行期日）
	この法律は、民事再生法（平成十六年法律第七十五条）の施行の日から施行する。
	附 則 （平成一六年六月二日法律第七 六号）抄
	（施行期日）
	この法律は、旧民事再生法（平成二十二年法律第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

4	（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）
	（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）
	（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）
	（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）
	（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）

5	（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）
	（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）
	（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）
	（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）
	（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）

6	（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）
---	---------------------

援機構法(平成三十一年法律第六十三号)、第二十三条第二項の改正規定に限る)、第三十一条(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律百十三号)第十一条、第三十六条及び第三十七条の規定)公布七条第二項の改正規定に限る)、第三十二条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第一項及び第三項並びに第九十三条第二項の改正規定、第五条中水産業協同組合法第十二条第一項及び第三項並びに第二十二条第二項の改正規定、第九条の規定百二十二条第二項の改正規定、第九条の規定、第十四条中銀行法第十三条第一項及び第三項、第二十四条第二項、第五十二条の二十条第一項及び第二項並びに第五十二条の三十一条第二項の改正規定、第十六条中保険業法第一百二十八条第二項、第二百条第二項、第二百一条第二項、第二百一十六条第二項、第二百一十七条第一項、第二百七十二条の四十二第二項及び第二百七十二条の四十第二项の改正規定、第十八条の規定、第十九条中農林中央金庫法第五十八条第一項及び第三項並びに第八十三条第二項の改正規定、第二十条中信託業法第四十二条第三項及び第五十八条第二項の改正規定並びに附則第七条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第二十六条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(罰則の適用に関する経過措置)

第三十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 (平成二十六年六月二十七日法律第九号)

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三十三条の二、第三十三条の三及び第三百六十七条の二、第三百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年五月一七日法律第二号)	附 則 (平成四年五月一七日法律第二号)	附 則 (平成四年五月二五日法律第四八号)	附 則 (平成五年六月一四日法律第五三号)	附 則 (平成六年六月一七日法律第六八号)
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年五月一日から施行する。	(施行期日) 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七一号)	附 則 (令和四年五月二五日法律第四八号)	附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)	附 則 (令和六年六月一七日法律第六八号)
(政令への委任) 第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。	(政令への委任) 第一条 この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定(第六十八条第二項)を「第八十六条第一項」に改める部分に限る)、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五条の規定(第五十条第六項、)を削る部分を除く)及び同法第二百九十九条第二項の改正規定(第五十三条第一号、第十九条及び第二十一条の改正規定(第五十五条の規定を除く)及び第五十三条第一号を削る部分を除く)及	この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次に規定する法律の施行後(以下この項において「この附則の規定」といいます)施行する。ただし、この附則の規定による罰則の適用については、なお從前の例による。	この法律は、刑罰等一部改正法施行日から施行する。ただし、次に規定する法律の施行後(以下この項において「この附則の規定」といいます)施行する。ただし、この附則の規定による罰則の適用については、なお從前の例による。

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
--	--	--

とされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（罰則に関する経過措置）

この附則に定めるものほか、この法律の施行に關する必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（第五百九十三条の規定）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（第五五百九十九条の規定）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（第五五百九十九条の規定）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

